

第48回日弁連人権擁護大会 大阪プレシンポジウム
21世紀の平和 憲法9条を考える

平成17年10月8日(土)

司会（成見） 「21世紀の平和 憲法9条を考える」シンポジウムを始めていきたい
と思います。

本日の総合司会を担当いたします成見暁子と申します。よろしく申し上げます。（拍手）

一．主催者挨拶

司会 それでは初めに、主催者を代表いたしまして、大阪弁護士会副会長 井上英昭より
ごあいさつを申し上げます。

井上副会長 本日は、足元の悪い中、またちょうど3連休の初日にもかかわらず、本当
に多数の皆様にご参加いただきましてありがとうございます。本来ならば会長があいさつ
するところでございますが、会長が日弁連の会務のため大阪におりませんので、かわって
私の方から開会のごあいさつを申し上げます。

本日のシンポジウムは、先ほど司会からの御紹介もありましたとおり、日弁連のシンポ
ジウムのプレシンポという企画でございます。入り口のところでこういう本日のチラシが
置かれていたと思いますけれども、その裏側に書いていますとおり、本年の11月10日に鳥
取市におきまして日弁連の第48回人権擁護大会のシンポジウムが開催されます。その中で
「憲法は、何のために、誰のためにあるのか」というシンポジウムをしよう、現在の憲法
改正論議を検証しようということを企画しております。そこで、現在、全国各地でこのシ
ンポジウムに向けての取り組みをしているわけですが、大阪においても本日、21
世紀の平和、特に今一番問題になっている憲法9条問題を考えようという企画をさせてい
ただきました。

もとより、弁護士会は政治団体ではございませんので、本日の集会も、憲法9条を変え
るべきだとか変える必要はないという一つの立場に立って、その考え方を皆様方に訴えよ
うというものではございません。そもそも憲法というのは国の基本でございますので、主権
者である国民の皆様方一人一人が自らの判断でその方向を決めていくべきものです。ただ、
最近の憲法論議を見ておきますと、どうしても感情的といいますが、一体何のためにどう
いう理由でこの議論がなされているのかということがきちっと伝わっていないのではない
かと思っております。そこで、弁護士会は、法律の専門家の集団としまして、皆様方がき
ちんとこの問題に対して考え、取り組んでいかれるための素材を提供する義務があると思
っております。

そこで、今日はまず最初の導入部として弁護士も参加する劇を予定しておりますが、そ

の中ではなかなか刺激的な言葉も飛び交います。本音で憲法というものを考えていかなきゃいけないということを訴えたいと思っております。そして、水島教授、中西教授いずれも、憲法9条問題について改正すべきだという立場、また改正すべきではないという立場の論客の方でございます。一体どういう理由で、またその背景はどこにあるのか、その問題についての中身を今日はじっくりと議論していただこうと思っております。

そういうことで時間が非常に限られておるわけですが、今日の議論を踏まえまして、国民の皆様方がこれからの憲法改正問題について御自分のお考えをきちっと考えていくための一つの手がかりになればと思っております。どうか最後までよろしく願います。（拍手）

二．創作劇「ある夏の日の記憶」

司会 それでは、早速、創作劇「ある夏の日の記憶」をごらんいただきます。

三．弁護士会の活動報告

笠松 皆さん、こんにちは。弁護士の笠松です。足元の悪い中、最初はどの程度集まっていたか心配したんですけども、満員になりまして本当にありがとうございます。

私の方からは、弁護士会がどういう活動をしているのか簡単に御紹介させてもらって、11月に鳥取であります憲法のシンポジウムの内容についても若干御報告をしたいと思えます。

資料としては、私の名前のレジュメで「弁護士会の活動報告」という1枚物のペーパー、日弁連がこの2月18日に決議を上げました「憲法改正国民投票法案に関する意見書」というペーパー、自民党の新憲法第一次案を見ながらお聞きいただきたいと思います。

まず、日弁連の方でどういう活動をしているのかですけども、日弁連では2001年2月に憲法委員会というものをつくりました。いろいろな憲法改正論議が始まっていると。日弁連としても、その憲法論議の中で法律家としてやはりいろいろ検討する必要がある、必要があれば意見を述べる必要があるということで憲法委員会がスタートしています。

これまでの活動としましては、憲法問題全般について、大学の先生方にも来てもらっていろいろ講義も受けて議論をし検討をしてきました。それから、憲法改正国民投票法案について議論をしました。およそ3年間かけて議論をして、今年の2月18日、日弁連の方で憲法改正国民投票法案についての意見書を理事会で採択をしました。この理事会での採択

に向けては、全国の弁護士会から意見を求めました。大阪弁護士会からもこれについて意見を上げておりますけれども、全国からたくさん意見を上げてもらいました。それを踏まえてかなりの議論をしました。去年の夏ぐらいから議論を始めていますので、およそ半年間議論をした上でこの2月18日の意見書をまとめたという経過があります。時間があれば後に少し説明させてもらいたいと思います。

それから、今年の11月10日、鳥取で第48回人権擁護大会で憲法のシンポジウムを開きます。「憲法は、何のために、誰のためにあるのか」というタイトルをつけたシンポジウムです。少しおもしろい題名だなと思われるかもしれませんが、今の憲法改正の動きというのは、憲法のそもそもの成り立ちそのものを変えようとするような動きがある、我々はそういうふうを考えておまして、先ほどコウジロウ役のおっさんと言われていた出演者が言っていましたけれども、憲法とは一体何のためにあるのかというと、人権を守るために国家権力に縛りをかけると、これが憲法のそもそもの成り立ちなわけです。権力を縛る道具だと言っていました。ところが、その憲法のそもそもの成り立ち、権力を縛るものだという成り立ちを根底から変えようとしている。憲法が権力を縛るのではなくて、国民の皆さんを縛るものだ、あるいは国民の皆さんに一定の生き方を示すというような考え方を自民党や民主党が発表しております。これは憲法のそもそもの成り立ちを変えようとする動きとして我々は非常に問題だと考えております。それを中心的なテーマとしたシンポジウムを考えているところです。

それから、大阪弁護士会の活動ですけれども、2004年7月、憲法問題特別委員会というものをつくりまして活動を続けております。4つの部会をつくりました。第一部会は基本的人権の問題、第二部会は平和主義の問題、今日9条の問題でこれからパネルディスカッションを見ていただきますけれども、この平和の問題を扱うのが第二部会です。第三部会としては、統治機構と地方自治、内閣や国会や裁判所、それから地方自治の問題を扱います。第四部会は、憲法改正手続、憲法改正の国民投票法の研究をしているところです。この憲法改正の手続 国民投票法につきましては、今年の4月22日、国会に上程される可能性があるという状況がありましたので、憲法改正国民投票法案に関する緊急シンポジウムを開催しました。そのときにも、急な企画だったんですけれどもかなりたくさん集まっていたかまして、国民投票法案についての問題点を議論させていただきました。

弁護士会として憲法改正を議論するときには、弁護士会としての一つの特殊性というものがありまして、なかなか議論しにくいところがあります。これから弁護士会の方でもい

ろいろと皆さんに情報をお伝えして、それから意見も発表していくことになりますけれども、皆さんの中には、弁護士会の意見というのはどうも歯切れが悪いんじゃないかと思われる方がひょっとしたらあるかもしれません。

弁護士会というのは強制加入団体といいまして、弁護士の仕事をするためには必ず弁護士会に所属しなければならないということがあります。なぜかといいますと、弁護士というのは国からの監督を受けないんです。弁護士自治といいますけれども、法務省だとか裁判所の監督には服していません。場合によっては我々は国家権力とも闘う。つまり、国家賠償を起こしたり、国に対して裁判を起こすことがありますので、その活動が制約されないように弁護士は国家からの監督は受けていないんです。そのかわり、弁護士は弁護士自治といいまして、弁護士会がしっかりと監督をするという体制をとっております。

そうなりますと、弁護士会に全部の弁護士が入っておいてもらわんと、弁護士会の監督が及ばないということになります。いろいろな考え方の弁護士がいるんですね。個々の弁護士を見ますと、この憲法改正に賛成だという人もいますし、反対だという人ももちろんいます。9条についても、9条は絶対変えてはいけないという人もおれば、憲法9条も変えるべきだという人もいます。そういういろいろな考え方の人たちが弁護士会の中で活動しているわけですから、弁護士会として外部に意見を表明する場合には、いろいろな考え方の人たちの全体のコンセンサスというものを考える必要があります。例えば9条問題については、弁護士会の意見というのは歯切れの悪いものに聞こえるかもしれません。特定の立場に立って意見を言えないという制約があるからです。その点は是非御理解いただきたいと思います。

ただ、弁護士というのは、弁護士法1条で人権を擁護するんだと、社会正義を守るんだというふうに位置づけられています。それが弁護士の役割です。ですから、私たちは、法律家として憲法改正の論議に対し法律的な問題点の指摘をすること、それから人権を守るという立場から、もしもその改正案が人権に対して制約をするというものであれば、それに対しては反対をするというスタンスで意見を表明していくことになると思います。その点は是非御理解いただきたいと思います。

そういう前提に立って、この11月に行います日弁連の人権擁護大会のシンポジウムでは、レジュメに書きましたように4つの柱を立てました。1つの柱は9条問題です。それからもう一つの柱は、人権保障に対して改正案が制約をしようとしている点についての問題点を十分議論する必要があると考えています。3つ目は、先ほども言いましたが、人権を保

障するために権力を縛るものが憲法の役割です。憲法のそもそもの役割というのは権力を縛ることなわけですが、それを変えようとする動きがある。その変えようとする動きについては、私たちも十分議論をした上で意見を表明したいと考えています。それから、4つ目の柱が憲法改正国民投票法案の問題点です。この特別国会で国民投票法案を議論する場をつくろうと今動いています。次の通常国会に憲法改正の国民投票法案が出てくる可能性があると言われていています。ですから、次の通常国会が非常に大きな山場になります。憲法改正をするためには、憲法改正のための国民投票の法律をつくる必要がある。ですから、まず憲法改正の前哨戦といえますか、憲法改正に至る一つのプロセスとして、憲法改正国民投票法が次の通常国会でどうなるのかが大きな一つの山場と考えられます。

時間がありませんので、中身について余り御説明できないのが残念なんですけれども、9条の問題につきましては、お配りしてあります自民党が出しました新憲法第一次案を見ていただきますと、上の段に自民党が考えている憲法の改正案が書かれておりまして、下の段は今の日本国憲法の条文です。これを見ていただきますと、自民党の方は自衛軍を持つんだということ、自衛軍は海外で活動ができるんだということ、それから特に特徴的なのは上の段の第9条の3なんです、4ページの最後で「日本国民は、第一項の理念に基づき、（中略）国際的に協調して行われる活動に主体的かつ積極的に寄与するよう努めるものとする」と。国が軍隊を持って海外で活動するというだけではなしに、日本国民は国際的な活動に協力をするんだという条文も入れ込まれようとしております。この9条の問題は、後の水島先生と中西先生のお話をよく聞いていただきたいと思います。

それから、人権保障の問題につきましては12条、13条、20条で、今の憲法の条文では公共の福祉というもので人権の調整をすることにしているわけです。公共の福祉というのはちょっと分かりにくい言葉ではありますが、人権と人権がぶつかり合ったときにその調整をする調整機能だと今の通説では考えられていますが、それをいわゆる国家的利益というものに非常に結びつきやすい公益、公の秩序で制約をするという条文を自民党の方では考えています。そうすると、場合によっては、人権よりも国家的な利益が優先するという問題点があります。

時間がありませんのでこれで終わらせていただきますけれども、いろいろな問題点があります。そもそもの憲法の成り立ちをどういうふうにするのか、その点についても、これからは私たち弁護士会の方でいろいろと意見交換をした上で、皆さんにもできるだけ情報提供したいと思います。憲法改正国民投票法案につきましても、今、日弁連の方では漫画

パンフレットも用意しておりまして、本当は今日できれば皆さんにお渡ししたかったのですが、ちょっと遅れていましてお渡しできません。いずれでき上がると思いますので、これからも弁護士会の活動に注目していただいて、是非皆さんと一緒に憲法改正問題を考えていきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

司会 それでは、これより10分間の休憩をとりたいと思います。この前の時計で20分から後半を開始したいと思いますので、20分までにはまた席の方へ着席いただきますようお願いいたします。

（休 憩）

司会 時間が参りましたので、後半のパネルディスカッションを始めていきたいと思いますが、このパネルディスカッションの後に質疑応答の時間を設けております。皆様のお手元に配付させていただいております資料の中に質問・意見用紙を入れております。こちらは3枚つづりになっておりますので、質問意見を書いていたいただきましたら最後の1枚をお手元に残して、事務局が回って後ほど回収をさせていただきますので、上2枚を箱に入れていただきたいと思います。

それでは、本シンポの後半、パネルディスカッション「21世紀の平和 憲法9条を考える」を始めていきたいと思います。

本日のパネリストでいらっしゃいます中西寛先生、水島朝穂先生、前のステージの方へ御登壇ください。よろしく申し上げます。（拍手）

それでは、司会の方をコーディネーターへ移していきたいと思います。

武村 それでは、パネルディスカッションの方に入りたいと思います。

皆さんの方から向かって右側が水島朝穂早稲田大学教授でして、憲法学、法政策、平和論、憲法再生フォーラムの代表ということであります。（拍手）

その左側は中西寛京都大学教授でして、国際政治学、日本国際フォーラム政策委員長をなさっております。（拍手）

そして、大阪弁護士会の杉島と私がコーディネーターをさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

まず、進行について御説明いたしますが、水色の進行次第をごらんいただきたいと思えます。

まず、パネリストお二方からそれぞれ20分ずつ御報告をいただきます。お手元のレジュ

メは、水島先生は「前世紀の遺物「集団的自衛権」からの脱却を」、中西先生は「大阪弁護士会パネルディスカッション・レジュメ」というもので、それぞれ両先生の御指定の文書と一緒にまとめてとじられておりますので、御参照ください。

その後、3時から3時50分までお二方が交互にお話しいただくパネルディスカッションを考えております。その後で大体3時50分から4時10分ごろまで質疑応答をいたします。質問・発言用紙をお書きいただきましたら、こちらの方で代読し、お答えいただきます。したがって、お二方の報告が終わり、パネルディスカッションをしている最中に事務局が質問・発言用紙を回収に参りますので、提出していただきたいと思います。その後、4時10分から4時25分まで、お二方に大体5分見当でまとめの発言をしていただくという進行で考えております。

四．パネリストからのご報告

武村 それでは、まずパネリストからの御報告ですが、護憲側の立場から水島朝穂先生、よろしく願いいたします。

水島 どうもこんにちは。

改憲側と先生が紹介されると恐らく心外であるように、護憲、改憲という形で今確かに論壇でも政治的な状況でも分けられていますけれども、この弁護士会という場所で、先ほども御説明があったと思いますけれども、さまざまな意見を持った弁護士がなぜこういうシンポを開くのかというそもそものところで私は大変意義深いと考えるものです。それはやはり弁護士法1条が基本的人権の擁護のために弁護士が存在するということを言っている唯一の職業だからです。弁護士というのは、弁護士会名簿に登録されないと仕事ができないという強制加入団体です。弁護士は基本的人権擁護のために活動するという事である以上、憲法という問題をめぐって、これを改正していいとか悪いという議論のレベルではなくて、憲法を具体的に変えた場合、基本的人権というものに抵触するという危惧を持ってきた場合、弁護士会も発言をするんだということだろうと思います。そういう角度から、こういうシンポジウムが連鎖のようにあちらこちらで行われています。私は3回、4回コミットしてこれで最後になりますが、是非最後までおつき合いをいただきたいと思います。

お手元のレジュメは、今日のテーマが集団的自衛権とか安全保障の問題を軸としておりますので、あえてそこに絞り込んでおります。ただ、これを全部しゃべると98分ぐらいか

かりますので、20分でおさめようとする恐らく途中までで終わるだろうと思いますが、後の残りの時間でシンポの中でも補っていきたいと思います。

冒頭、私は必ずグッズを持ってまいります、今日は手榴弾とかミサイルという物騒なものは新幹線に持ち込めませんので持ってきませんでした。お手元の朝日新聞の「論座」という雑誌に危なげなグッズの一部は紹介されておりますが、私が今日持ってきましたのはTシャツでございます。Tシャツは非常に安全なものでありまして、別にこれを着て歩くというわけではございませんが、私はいろいろなTシャツを世界から送ってもらっています。このTシャツは、海上自衛隊の護衛艦「くらま」の隊員たちがつくったものです。

これはどういうTシャツかといいますと、ここにアラビア海にかかる虹、海上自衛隊の護衛艦「くらま」と書いてありまして、シンガポール、インド、バーレーン、ディエゴ・ガルシア、アラブ首長国連邦、オマーンという国の名前が書いてあって、インド洋が書いてあるんです。これは何かといいますと、テロ対策特別措置法がこの前1年延長になりました。2001年につくられたテロ対策特別措置法に基づいて、海上自衛隊が9・11テロに関連して活動している米軍などに給油をしています。この活動をしている「くらま」も、そこへ出かけるときにインド洋に展開しました。そこで寄ったところの国をこういうふうに書いてあります。

私がこの中で気になったのは、シンガポールとかオマーンはいいとして、ディエゴ・ガルシアというのが入っていますね。これは地図を見ていただくとインド洋に浮かぶ孤島でありまして、イギリスの植民地です。ここに何かあるかということ、ほとんど観光地ではございません。アメリカ軍の戦車とか銃車両、重火器 203ミリ流弾砲とか、ああいうものを事前に備蓄して置いてあるんです。アメリカ軍が本土から展開したとき、銃車両などはそこから持っていくと大部隊の移動を省略できる。いわば事前備蓄前方展開基地がディエゴ・ガルシア島にあります。そこに「くらま」は寄ったということはこのTシャツは問はず語りに書いてしまっているということです。隊員だけのグッズですけれども、私の手元にある関係者から送られてきて気づいた。ディエゴ・ガルシア島に海上自衛隊がコミットする根拠は何か、法的にどういう意味があるかなどの議論が国会でなされたとは聞いておりませんが、これは深入りしますとテロ対策特別措置法の問題点を語らなきゃいけないので、あえて省略をします。

その上で1に入りますけれども、そもそも自衛隊というものは半世紀前に 警察予備隊から数えればもっとですけれども 既に存在しています。一方、憲法9条というもの

があって、その第2項は戦力や交戦権というものまで含めて徹底的な平和主義の姿勢を示しています。この2つの間に壮大な矛盾、いわば存在と理念との矛盾があるという言い方がされ、規範と現実の矛盾がある以上、それはうまく矛盾をなくそうじゃないか、規範の方を現実に合わせて変えてしまおうという議論が今非常な勢いと傾きを持ってなされています。

私は、2年前の7月に参議院の憲法調査会に呼ばれまして、緊急事態法制について議員の人々に問題提起をするという機会を与えられました。その冒頭で、憲法調査会というのは憲法に関する総合的な調査を行うと国会法に書かれて出発した以上、憲法ばかりを研究するんじゃないくて、憲法と反する現実の方も総合的に分析する必要があるのではないかとすれば結論として規範を変える、憲法の条文を変えるということだけが憲法調査会の調査内容ではないはずであるという苦言を呈しまして、当時、インターネットで調べれば10分でできる憲法の条文調べを、議員が金をかけていろいろな国を視察して回ったことを皮肉ったのであります。つまり、憲法を変える変えないという議論は、そもそも規範と現実にずれが出たから憲法を変えましょうとはならない。この規範と現実をどのように調整するかというのは、時には憲法に従って現実の側を変えていくということもあり得る。これは憲法を変えるということが現実主義で、変えないというのが理想論だという不幸な対立で議論がよくされます。護憲論は理想主義者だと。そうではなくて、どのような現実をどのように現実的に矛盾のない方向にするかという意味でも、現実主義的な選択は憲法をきちっと守れという側でもあり得ると私は考えています。私は、護憲というよりは、むしろより現実主義的な真の現実主義というのは、今の時点でこの憲法を変えない、そして将来にわたってもこの憲法を変えないことによって現実を憲法の方に合わせていく方向で努力するという立場であるということを経験に述べておきたいと思えます。

その角度で1番を見ていきますと、今一番大きな焦点になっているのは集団的自衛権ですね。ところが、自民党も集団的自衛権は書き込みませんでした。後でも議論になりますけれども、自民党内でもこれは書かない方がよかろうという判断がありました。あの中曽根氏も集団的自衛権を入れることに拘泥しなくなりました。これも一つの現実的選択です。すなわち、自衛権の問題では民主党とも一致しますから、そこで一致すれば恐らく解釈運用で集団的自衛権は十分できるという判断だろうと思えます。

なぜそうなるのかといえば、現在の国連憲章の仕組み、1945年の段階でできたものですが、調印されたのは6月26日の火曜日ですから第二次世界大戦の最中です。基本的

に51カ国の連合側がつくった宣言は、まだ日本と戦争をしている最中ですから、その意味で、国連としての宣言、国連憲章の限界というのはいろいろな意味で持っていました。その中で当然のように国連が将来に向かって平和の形というものを示したわけですが、歴史的に見ると、人類は19世紀の国家間の同盟や国家の力による仕切りというものを克服して、20世紀の100年かけて法による平和というものを試行錯誤しながらつくってきました。1907年のハーグ条約や1928年の不戦条約、1945年の国連憲章など、つまり基本的に国家という国民国家が軍事力を使って、ある意味では自由勝手にできる時代は終わった。基本的に集団的な議論をしながら、いわば個別国家の戦争というものを限りなく縮小しようという、それを法によって行おうという試みを20世紀に人類は時間をかけてやったわけです。もちろん限界だらけです。

この時間をかけていた20世紀のちょうど真ん中のところで原子爆弾が使われる。つまり、手段として軍事力を使えば、一定の目的達成としては非常に有効であるという発想があったのですけれども、核兵器が発達してきますと手段が目的を破壊してしまう場合があります。核時代という大きな転換点を迎えたのは20世紀半ばでした。国連憲章は広島に原爆が落とされる41日前に調印されていますから、通常兵器を前提とした平和の仕切りを実体化しています。しかし、日本国憲法は違います。核兵器によって手段が目的を破壊してしまう、つまり軍事力は一定有効だとしても、それが場合によってはそういう方向まで行くぞというリアリスティックな現実から、100年の旅の途中で一切の戦力と交戦権を持たないという憲法をこの国に与えた。つまり、人類の歴史の中の一つの法による平和の形が、憲法という国民国家、一つの国の憲法に9条2項という形で現出したわけです。9条1項は、それまでの50年間の世界の平和の営みが確認されています。その2項は、そこに一つ大きな飛躍がありまして、これは近代立憲主義の一つの飛躍でもあります。つまり、その意味からすると、この国の憲法は憲法という枠にとどまらない、人類の100年をかける法による平和を規範化したという性質を持っております。

そして、そういう日本国憲法の中で、そもそも自衛権に憲法はどう向き合っただろうか。そう考えると、日本国憲法は自衛権について何も規定していません。立憲主義の立場からすると、書いていないことは国家はできない、これが原則であります。もしも必要なら憲法に自衛権を書き込まなくてははいけない。そういう議論なんですから、憲法はもともと自衛権に対してはネガティブな態度をとっていた。つまり、日本国憲法の自衛権への沈黙は、単に忘れてたり落としたという欠缺ではなくて、自衛権ですら乱用されれば先ほど言ったよ

うな事態が起こるといふ冷徹な判断から、あえて自衛権ですら放棄したと私は考えております。これは憲法学会でも少数説ですけれども、そこまで徹底した規定が9条2項であります。

その9条第2項が制定から60年近くたって今削除されようとし、野党でも有力な9条2項削除論者が代表になるという時点において、この9条2項というのが今非常にポイントになってきています。日本国憲法が、先ほど述べたような人類の法による歴史のちょうど半ばで原爆という体験、アジアにおける戦争の加害者としての反省、プリコミットメントとして正に日本という国に与えられたとするならば、日本の国民が勝手にこれを直していいものだろうか。こういう歴史的な時点にいるということを私は自覚する必要があるだろうと思います。

そういう流れで見ると、自衛権というものが集団的自衛権に展開することをどう考えたらいいか。集団的自衛権というのは、固有の権利では断じてありません。国連憲章には確かに固有の権利とあります。自衛権の方は、一応国民国家の時代から存在していました。国が攻撃されたとき、やむを得ない、他に手段がない場合に必要な限度で反撃する。しかし、集団的自衛権というのは、自国が攻められていないにもかかわらず、死活的利益の関係にある他国が攻められた場合、それとともに共同で攻撃するというものですから、自衛権とは実は似て非なるものだと言う学者もいます。集団的自衛権というのは個別的自衛権の集団的行使だという考え方もありますけれども、そうではない新たなものが集団的自衛権だという観念もあります。それはつまり他国を共同して防衛するという考え方です。

説明していくとまた時間がかかるんですけども、1945年6月の調印前、これは駆け込み的に、非常に直前に国連憲章の草案に持ち込まれました。つまり、この集団的自衛権というのは後から入れられた。ラテンアメリカ諸国が既に協定していたチャップルテペック協定というものがあまして、これが集団的自衛権のモデルです。これをいわば正当化するためにアメリカが中心になって入れたわけです。つまり、集団的自衛権は断じて固有なものではなく、国連憲章によって新たに創設されたものである。国連憲章上の創設された権利である。

だとすると、そこに書いてある「攻撃された」という過去形、そして国連安保理が適切な措置をとるまでの間だけという限定的性格、これがいわば制約された自衛権として国連憲章は定めたにすぎないと言っていい。だとすると、固有の権利だから当然行使できるという、いわばあたかも個人の人権みたいな言い方することは正しくない。国連憲章の厳

格な縛りの中で、自衛権というものはできるだけ将来的には克服されるべきものとして、将来的に集団安全保障が理想的に実現すれば最終的には死滅していくものとしての歴史的、過渡的なものとして私は自衛権というものを考えています。

集団的自衛権はさらに過渡的なものとして、冷戦が終わった後、本来的には集団安全保障として吸収合併されるべきものでありました。ところが、アメリカが単独的にイラク戦争を行う。集中的にはそれに見られるように、集団的自衛権ですらない事態が武力の行使の中で登場してきました。集団的自衛権についてもしゃべれば長くなりますけれども、そこで書きましたとおり、集団安全保障という国連の仕組みとは必ずしも整合しない。むしろ、ある国際法学者によれば、あの直前の駆け込み的な集団的自衛権の51条への書き込みによって、集団安全保障に埋め込まれたガンであるという指摘すらあるわけであります。だとすれば、日本国憲法が自衛権ですらネガティブな態度をとるのであるならば、日本が先頭に立ってできるだけ集団的自衛権の仕組みを減らして行って、できるだけ集団安全保障の理想的な形態を実現する方向に努力していく。これが今の歴史的時点における日本の役割だと思っんですけれども、今、集団的自衛権をできるだけ運用できる方向で憲法を変えようという傾きが起きております。

政府は、日本は集団的自衛権を持っているけれども行使できないと、どこかのお父さんのパソコンみたいに言うわけですがけれども、これは非常に不合理です。若者に解説すると、持っているのに行使できないのはおかしいから行使できるようにしよう、すっきりしたいと。これはその限りでよく分かります。もやもやしています。それくらい政府の解釈というのは、理屈としてはへ理屈であります。しかし、そもそも自衛隊が憲法に違反しないと言うこと自体が既にへ理屈でした。自衛権を憲法は否定していない。否定していない以上、自衛のための必要最小限度の実力が持てるんだ、だから自衛隊は合憲だという論理です。もしも自衛隊が装備の点でも能力の点でも自衛力の範囲を超えれば違憲の戦力になる、これが今の法制局の解釈です。この解釈を既に去年で50年も日本はとってきました。つまり、自衛隊は依然として軍隊ではないわけであります。これをすっきりと軍隊にしようという傾きが、もやもやしているからすっきりしたいという気持ちとしてはよく分かるんですけれども、若い政治家を含め若者を含めても出てきました。

私は、憲法というのは常に現実とぎくしゃくし、現実とぶつかるものであると思います。奴隷制は憲法に違反すると憲法に書き込んだって、依然として黒人差別は存在しているように、常に理想というもの、規範というものは実現するわけではありません。しかし、現

実と合わないからといって規範を直ちに換えれば、結局現実の悪しき正当化に変わります。今この時点、このタイミングで日本国憲法を変えることは、あのイラク戦争を体験してしまった国際社会が、結局自衛権といっても国連安保理の授權すらなく、勝手にブッシュ大統領の判断であらかじめ、前倒し、先制的に行使しているという議論が2002年9月のアメリカの戦略的な転換として既書き込まれています。これは中西先生の御専門ですが、私が英文で読んだ範囲でも、プリエンプティブ・ストライクという形で、いわば相手からの攻撃がなくても予防的、先制的に攻撃を加える、テロとの戦いや大量破壊兵器の拡散状況のもとでは、国連憲章51条が言うような武力攻撃の着手があった時点では遅いんだと、その危機が起こる前にたたいておく必要があるんだということが繰り返し述べられています。

しかし、この議論というのは19世紀にも行われていました。つまり、こちら側が、勝手に判断権を独占した強者、国家というのは、結局は先制攻撃の口実にこれを使うわけです。実はあのエマニエル・カントが今から二百数十年前に書いた「永遠平和のために」という本の中で言っているわけです。1795年です。常備軍を持っていると、常に使わないと腐っていきますから、結局負担になって先制攻撃のいわば口実になっていくんだと。持っている結局そうなるんだと。

そういう意味で言うと、この集団的自衛権の議論が出る以前、軍隊を運用する側が自らをコントロールし、冷静にそれを使っていければいいんですけれども、権力者というものは最終的に自らの判断で行っていきます。それがテロとの戦いという抽象的な設定によって、今や国民国家の形をとらない、対テロリストに対しても国家がある特定の国に攻撃する口実を発見できるようになってしまいました。後でも出るかもしれませんが、それがアメリカのあるときはならず者国家、テロ支援国家、さらにその数年後には悪の枢軸、そして今年1月に出てきたライスさんの言葉では先制の前哨　アウトポスト・オブ・ティラニーとなって、ベラルーシとかジンバブエなんてほとんどの方が知らない国までがカウントされています。不安定な個をとらえる地域は、アメリカがその地域の不確定要素をあらかじめ事前に除去できる能力を持ち、そして同盟国にもそれを行わせる義務を負担させ、さらに言えば、怪しいと判断すれば事前にそういう芽を除けるような権限と能力を持ち、そして軍隊にもそういうふうな能力を持てるように訓練をし、運用思想もその方向にシフトさせる、さらに死生観まで変えていく。

軍隊というのは、誰がために死すかというのが重要です。今の自衛隊は、自衛隊法施行

令39条で、我が国を防衛するために一朝有事の際には自らの身も顧みずということ宣誓して自衛官になっていますけれども、我が国を防衛するためには命をかけることを宣誓した自衛官がなぜイラクで命をかけるのかについては、アイデンティティー・クライシスといって、自衛官の中にも複雑な思いがあるわけですね。つまり、今の法律は専守防衛型で全部制度設計していますから、自衛隊はあくまでも軍隊ではなく自衛隊でありますから、専守防衛という枠の中でどう死ぬかということを経験してきました。しかし今、自衛隊が海外遠征型に変わっていく場合、最終的には死生観、あるいはそのとき逃げてきた人間に対する刑事制裁、それを独自に処罰する軍事裁判所、旧軍法会議もつくらなきゃいけないということで、今回の自民党案にもそういうものが少しずつ入ってきているわけです。つまり、今までの我が国の専守防衛で守るというんだったら必要なオプションあるいはツールが改憲案にもどんどん出てきている。これは逆に言うと、自衛隊が専守防衛ではないということの逆証明、すなわち今の自衛隊を軍にして、最終的には海外遠征能力を持つ緊急展開部隊とし、国土を守る軍隊から国益を不安定さから防備する武装力へと展開させる。つまり、国土防衛から国益防衛です。

これはドイツでも同様です。ドイツ連邦軍という国土防衛型から、最終的にはEUの利益を守る方向、あるいはドイツの国益は今やアフガニスタンであると国防大臣が言うように、既に軍隊というのは国境を守るものではないんだという再定義が始まりました。その再定義が今回の新しい防衛計画の大綱で、ドイツでは2003年、日本では昨年12月にできました。この防衛計画の大綱は、専守防衛政策を実体化した76年の防衛計画の大綱と大きく異なり、我が国に何らかが攻めてきたらそれに対してリアクションするというような必要最小限度の実力から、必要があれば対外的な場面で の実態に対して予防的にリアクションするという方向にいわばシフトしていいわけです。そうすると、先ほどから述べているように、部隊も組織も編制も、死生観まで全部バージョンアップしなきゃならなくなってきました。

それを今一つ一つやっております。自衛隊が統合運用という形で指揮系統も整備し、ミサイル防衛構想をまず最初にしながら、あのテポドンに対応する自衛隊法の改正を今年やりました。82条の2、93条の2というのは、運用と緊急対象要領の定め方によっては、国が攻撃されなくても燃料を注入した段階でこちらから基地をたたくということまで自衛の範囲内になるという形に展開する可能性も含み込んでいるわけです。そういう中で憲法も変えましょうという議論が平行で進行しています。

憲法というのは、先ほどお話があったように、国家権力を縛る規範です。国家権力が暴走しないようにチェックするという近代立憲主義の原点からすれば、その同じ国家権力が規制緩和をしてよりそういうことをやりやすく変えさせてくださいと言ってきたときは国民は疑ってかかる、これがまず一つの知恵であります。そういうような政策や、さまざまな安全保障政策は今いろいろな議論があります。後でもお話が出ると思いますが、アメリカの中でも民主党と共和党で安全保障政策が異なります。ブッシュ政権のもとでの先制攻撃症候群といいたいまいしょうか、そういう方向になる中で、余りにも過剰かつ過度にアメリカの戦略に寄り添い過ぎた形でさまざまなシステムを整備し、憲法まで変えてどうするのかという議論が実は保守派の中でもあります。私、この間いろいろなところに講演に行きまして、財界人の中にも言うところの護憲派という人が結構いるわけです。つまり、ここで余りにも過剰な形で先制攻撃的な側面の傾きを日本が持つ場合、アジアとの関係でも非常にマイナスであると。憲法を変えないで実質的には憲法の理念に反する自衛隊をつくったわけですがけれども、日本人の知恵かどうか分かりませんが、憲法と現実が微妙に緊張関係を保ちながら50年来た。これが今急に規範を変えて現実に合わせ過ぎることのバランスの悪さということを財界人などは言うわけです。

これ自体が若い人から見ると偽善であり、すっきりしない、おかしいという議論になります。しかし、国というものの仕組みから考えたとき、憲法というのは骨幹になる一つの大きな基本法です。その基本法を変えるときの議論というのは、大きな条件が2つあります。1つは、変える以上それはどういう将来構想になるのかという情報公開を徹底して行わなきゃいけない。つまり、郵政民営化したらこうなるんだということを相当程度開示した上でやるのかやらないのかを決めなきゃいけないのに、変えるか変えないかが問題です、それに反対ですか、賛成ですかと言われて衆議院の総選挙がついこの前ありましたよね。私は郵政民営化に全面的に反対ではありませんけれども、あの法案には反対でした。となると、どういう選択をしたらいいのかと迷う人たちがいるはずだったんですね。同じような傾きの議論が憲法改正についてどうもなされそうです。なぜならば、憲法に環境権を入れることには賛成だけれども、9条は守りたいという人は、先ほどお話のあった憲法改正国民投票法一括で判断するということになると、9条を変えることも賛成に扱われます。これは明らかに冷静な議論の結果ではないだろうと。そして、9条を変えるためには、どういう事態が今日本にはあるんだという情報が公開されているだろうか、そういう議論が十分されているだろうか、そう考えたときに、この1点目の主権者たる国民に十分な情報

開示がなきゃいけない、この点がまず欠けている。

というわけで、レジュメを全く見ないでしゃべっていたのでここでぱっとやめちゃいますけれども、基本的には日本国憲法の積極的平和主義構想というものをきちっと私としては具体化し、応用していくことこそが今の時点では求められているということで、後ほどの議論につなげたいと思います。失礼いたしました。（拍手）

武村 ありがとうございます。

それでは、中西先生、お願いいたします。

中西 どうもありがとうございます。

水島先生は憲法学が御専門で、このテーマで各地で行われている弁護士会のイベントにも参加をされておられるそうで、誠に弁舌さわやかに明快にお話をなされました。私は国際政治学が専門で、憲法論の専門家ではありません。国際政治学の観点から研究なり物を書いたりしているという立場であります。同時に、弁護士会にお呼びいただいたのも今回が最初で最後になる可能性がかなり高いと思っておりますので、話の内容も水島先生のように明快にできないところがあるかと思えますけれども、その点少し寛大にお聞きいただければと思います。

水島先生のお話をお聞きしながら、共感するところもありましたし、私と考え方が少し違うなと思うところもありました。共感するところというのは、最初の護憲・改憲ということで、今日2人が壇上にいますのも水島先生が護憲論で私が改憲論ということで設定をされたのでしょうし、私は9条を変えるべきだという立場だからそう言っていただいてもいいんです。ただ、多くの皆様の頭の中にある護憲対改憲というイメージとは違ってきているということは、水島先生と恐らく気持ちを同じくするのではないかなと思うんです。いわゆる一般的に護憲対改憲と言われるものは、55年体制という冷戦下の日本の政治体制の特殊な状況を反映したものであったと思います。

端的に言えば、特に55年体制が始まった当時の改憲論というのは、日本国憲法というのは占領下で日本に押しつけられた不法な憲法であると、したがって日本人が自主的に憲法を制定すべきであるという立場からの改憲論でありまして、それが自由民主党が発足するときの党の基本的な目標に入ったということになるわけです。それに対して護憲論というのは、そうした自民党が主導する押しつけ憲法論、あるいは自主憲法制定論に対して日本国憲法を守るという議論だったと思うのですが、それが冷戦下の左右保革の対立というものと重なって非常にイデオロギー的な対立軸になってしまった。つまり、憲法の内容個別

について議論をするというのではなくて、まず護憲か改憲か、おまえはどっちの立場に立つんだということになって、護憲派は護憲派同士で話をする、改憲派は改憲派の方で話をする、お互いに相手は悪玉であるということから対話を最初から拒否してしまうという形で、善悪論争、マニ教的な善か悪かという論争にも至らないような対立軸であったと思うわけです。

憲法の問題だけではなく、全体的に日本を考えると、この55年体制というのは今終わりを迎えつつある、あるいは先月の選挙でそれがかなりのところ終わったと私は見ています。自民党の大勝という形をとりましたが、恐らくこれは永続的なものではなくて、次の選挙では自民党はなかなか大変だと思いますけれども、少なくとも55年体制というものが一つの終えんを迎えた。それと同時に憲法についての議論というのも、こうした古いイデオロギー的な頭でっかちといいますが、善玉・悪玉的な対立の段階を超えて、より建設的で実のある対話の時代を迎えたと考えております。水島先生が護憲論のお立場、憲法9条を擁護するというお立場で、私は変えた方がいいという立場ですけれども、積極的に対話かつ論争をしたいと思っておりますし、それが今の時代の憲法論であると思えます。

その点で、今日の日本国民の憲法についての意見というものをメディアを中心にしばしば世論調査しております。その世論調査の結果というのは、多分ここにいらっしゃる皆さんは目にしていることが多いと思いますけれども、現在の日本の国民世論の憲法意識というのは大体定着をしておるのではないかと言えるかと思えます。つまり、憲法改正が必要ですかと聞くと、やや多数、50%強から70%ぐらいまでの範囲で改正した方がいいという意見が多いようであります。また……

(テープ切りかえ)

……の理念というのは重要ですかと聞くと、大体3分の2ぐらいは憲法の平和主義の理念というのは重要だと。もう少し高い結果もあると思いますけれども、平和主義というのは重要だというのもかなり大きな比率を持つと。憲法9条の改正はどうですかと聞くと、大体3分の1ぐらいが現行のままで 現行のままといいますが、非武装の理想が大事だと。あとの3分の1ぐらいは現行の解釈でいいと。つまり、現行憲法上も自衛隊が持てるという解釈でいい。あとの3分の1が現行憲法は変えるべきであるとなっていて、これも各種世

論調査でほぼ安定していると思います。

そういうようなかなり安定した国民の憲法意識を前提とした憲法改正論というのが私の立場でありまして、決して現行憲法が押しつけであるか、そうでないかという出自の問題が直接に現行憲法の改正の必要性に結びつくものではない。正直、占領下でつくられた憲法というものには、手続的にも内容的にも確かに私は問題があると思っております。しかし、多くの憲法というのは、世界的に見ても火事場の状態で作られていることが多いですし、完璧なものはなかなかできない。そのこのところを解釈で埋めていくということはどこの国でもされていることです。日本国憲法は出自において特殊な性格を持っていると思いますけれども、それが当然に変えるべきだという議論には結びつかないと思います。

また、今日の改憲論というのも、従来 of 押しつけ憲法論に基づく改憲論を反映して、憲法全体を前文から変えましょうということで自民党草案でもつくっておるんですけども、そんなことが実際にできるわけではないだろうと思っているわけです。実際には憲法改正についての法律をつくって、国民投票についての法をつくれば、各条項なり複数の条項を確認することはあっても、基本的には部分部分で変えていかなるを得ない。そういうことに基づいての憲法改正論ということで、日本国憲法を前提として、そして改正条項がちゃんと入っているわけですから、その改正条項を生かすという意味での憲法改正論であります。

その上で、水島先生と憲法の考え方について哲学というところで少し違うと思ったのは、確かに憲法というのは理念理想というものを含んでいる部分があって、実際の現実と必ずしも一致させる必要はない。長い時間をかけて実現をしていく理念というものを含んでいくべきだという一般論は私も賛成なんです。にもかかわらず、憲法というのは、まず実現できないような理想論を書いておくということではやはり法律としての意味がないと私は考えるわけです。例えば理想論として人類皆幸せに平和に暮らせますようにというのは、恐らく世界のだれに聞いたってそれがいいというふうに言うと思うので、その意味では世界の最も共通の普遍的な理想だと思うのですが、そういう道徳的な理想論というものを憲法という法定に書くことによって何が実際に変わるのかというと、実際のところ何も変わらないわけですね。むしろ憲法というのは、そうした理念を含みながらも、実体的な法律

立法行為や行政による行為などを含めて法規範として機能し、場合によっては裁判で参照される、あるいはもちろん立法の際に参照されるわけですから、今ある我々の現実とかけ離れたものであっては憲法の憲法たる意義というものがなくなると思うわけです。

例えば自衛権の問題についても、確かに究極的には各国の個別的な自衛がなくなるとい

うことが望ましいかもしれない。しかし、それができるのは、100年先とおっしゃいましたが、100年では私は無理だろうと思うわけです。200年先、500年先になるかもしれない。そうであるならば、そうしたことを規定した9条2項を残しておくよりも、今そうした自衛権を担保するような自衛軍なり自衛隊なり軍隊といった組織を日本は持つんだということを規定して、より理念的な状態、それは9条1項にも書いてあるわけですから、9条1項ですとか国連憲章、あるいは不戦条約に書いてある状態により近づけば、改めて9条2項を復活させてもいいわけですね。今変えないということが、よりそうした理想状態に近づくための手段になると私には思われないうことでもあります。

そもそも9条2項というのは、やはり特殊な意義づけを持って定められた条項であります。水島先生は原爆についておっしゃいましたけれども、その原爆の登場ということもゼ口ではないと思いますが、9条2項について言えば日本が占領下であったということが大きいと思います。つまり、敗戦国日本をかなり長期の間非武装状態に置いておくというのは、国連、連合国の基本的な前提だったのでありまして、当時の日本でもそういう前提で物を考えておったわけです。占領というのは結局6年ないし7年続いて終わりましたけれども、実際には、ああした形の占領というのは徐々に占領軍の存在を緩めていくけれども、日本を完全な主権国家に戻すというのは20年、30年先だと考えていたのが1946年～1947年の日本国憲法の制定されたときの基本的な国際的考え、あるいは日本の指導者もある程度そうした考えを理解していたということでありまして、そういう状態のもとでは日本に独自の軍隊は要らないだろうと考えられていたわけです。

しかし、その後冷戦が始まり、また日本の中で独立を急ぎたいという声が強くなって、それが吉田茂の保守党政権を支えたわけですが、1951年から1952年にかけてサンフランシスコ講和条約で主権国家となったわけです。やがてソ連とか中国などとも一定の条約で関係を回復していったわけで、国際社会の独立した一個の主権国家になったわけです。主権国家である以上はやはり自衛権を持つ、そして自衛権を持つ以上はそれを担保する実力組織を持つというのは、現実の問題というよりも憲法の理念の問題だと思います。つまり、憲法の理念として、憲法というのは国民がつくるんだと、国民が基本的な政治の骨格、法律の骨格について定めた内容なわけですから、その憲法典が憲法を自ら守る力を持つというのは当然憲法の予定するところであって、すべての世界の憲法というのはそれを前提にしておるということですから、9条2項というのは本来日本が主権を回復したときに破棄されるべきものであったと考えます。しかし、それは国内の対立、あるいは国際的な冷

戦下の状況の中で達成されなかった。したがって、現行の憲法のもとで9条2項についてかなり柔軟な解釈をして、自衛権を認めるということから自衛隊をつくったということは、純粋な憲法の解釈論からすると無理があった。そういう意味では私は自衛隊違憲論になるのかも分からないんですけども、無理があったと思います。しかし、それは実際の解釈としてはやむを得なかった。ほかにすべがなかった。独立国家として自衛権を持たないわけにはいかなかったので、それはやむを得ない解釈でありました。しかし、望ましい形ではなかったとっております。

いわゆる護憲論の方の中には、9条の1項、2項を厳密に守って自衛隊もやめるべきだとおっしゃる方もおられれば、現行憲法でももう自衛隊はあるし、いろいろなことが実際的にできているんだからわざわざ変える必要はないという形での解釈論の方もおられると思うんですけども、解釈論の方について言えば、憲法というのはすべてを予定して書くことはできないですから、一定の柔軟性を持って解釈するというメリットは確かにあると思います。そういうふうに柔軟に運用するという面は憲法について必要だと思いますが、こうした基本的な問題について現実と憲法に書いてあることに大きな乖離がある場合、解釈論で埋めるということにはデメリットが大きいとっております。

というのは、多くの方が言いますように、憲法9条に書いてあることと自衛隊の存在、あるいは日本の安全保障政策に大きな差があると言うと、国会の議論あるいは安全保障についての議論が言いわけですとか、ごまかしですとか、言い逃れですとか、そういうややこしい論理を使うということが多くなりまして、結局憲法についても政治についても国民が信頼を置かなくなっていく。いわゆるシニシズムに陥ってしまう。どうせ憲法なんていってもただのお飾りにすぎない、実際に適用しようがない理念だけが書いてあるんだということで、「憲法を暮らしの中に生かす」と言うところかの政党のスローガンのようですけども、そういうふうにどうもならないのではないかとあります。

また、それは日本の国民のことだけではなくて、海外に向けて日本の基本政策として憲法9条がありますと言っておきながら、これまでは憲法9条の解釈上できませんでしたということがある日突然できるようになりますと、何のための憲法かと言われるわけです。ですから、基本政策については現実と憲法典を合わせた方がいいというのが私の基本的な考え方でありまして、その意味で今日、9条についての憲法改正論についてはいろいろな立場がありますけれども、集団的自衛権の問題についてよく言われますけれども、集団的自衛権の問題でも個別的自衛権あるいは自衛隊の存在、そしてその役割、基本的な構造に

ついて憲法にしっかり規定するということが憲法改正の基本的課題であって、集団的自衛や国際連合における活動、集団安全保障の問題については、より補完的な法律あるいは政府による判断にゆだねるとするのが適正なバランスであると思います。

さらに、この2つの憲法と政治に対する内外の信頼、正当性をより高めるということに加えて、今日の国際環境を考えたときに自衛隊、軍事力を無視して考えるということは難しいであろうというのが私の判断であります。このように考えたときに、後でも出てくるかも分からないですけれども、日本に攻めてくる国はあるのかという話をされることがあります。本格的な戦争、特に普通の先進国の中の戦争というのはまずあり得ないだろうというのが今日の考え方でありまして、恐らくそれは日本でもそうです。ある日、中国やロシアやその他の国が、九州だとか北海道だとか東京だとか大阪に攻めてきて日本を併合するということはまずあり得ないと言えようかと思えます。

しかし、そうだからといって、日本に対して安全保障上の危険がないかといえ、それはやはり言えないのであります。現在、アジアの地域は、言うまでもなく大きな変動期を迎えております。中国が急速に経済発展をしている、あるいは韓国、北朝鮮の情勢というのはさまざまな方向に向けて動きつつある。そして、もちろん台湾、東南アジア諸国も変化をしているわけです。そうした変化がもたらすさまざまなリスクというのは、やはり無視できない。例えば台湾海峡における紛争であるとか朝鮮半島における武力衝突、あるいは北朝鮮の体制崩壊に伴うさまざまな混乱といったものがないとは言えないだろうと私は思いますし、一定の確率はあると考えます。

そうしたことを国際的に見れば、日本を含めた地域全体の安全保障環境が不安定な状況にあると言えるのでありまして、日本は、日米安保があるとかないとか、自衛隊を持っているとか持っていないにかかわらず、物理的、地理的な問題としてそうした地域紛争には何らかの形で関与をする、あるいは巻き込まれるという可能性は常にあるわけです。例えば台湾海峡で紛争が起こったときに、日米安保がなくてもアメリカはこの地域に軍事力を派遣し、それに伴って日本の周辺の海峡が軍事的な緊張にさらされるということは十分にあり得るわけです。そういうことですから、やはり日本は安全保障について一定の政策を持ち、また自国の安全を守るために軍事力が必要であるというのが私の考えです。

集団的自衛とか集団的安全保障の問題についても、個別の議論というのはたくさんありますけれども、基本的な考えはそうであります。水島先生は、集団的自衛権は集団安全保障のガンである、国連のガンであるというふうな言い方をされましたし、そうした考え方

は形式論的には全く間違いではないと思います。確かに自衛と集団安全保障には論理的な対立があります。しかし、実践的には集団的自衛と集団的安全保障を相補うことによって、国際的な安全を高めるとというのが20世紀において行われてきたことでありました。そして、個別的自衛という考え方を離れて、より集団的な国際協力による安全保障の強化というのが集団安全保障、集団的自衛権の論理的な区別、対立を超えた今日の世界の趨勢でありまして、冷戦が終わった後も、NATOですとか、OSCEですとか、あるいはEUですとか、さまざまな集団的な安全保障協力が強まっているというのは、そういう傾向であります。

ですから、個別的自衛権というものを発動する機会が先進国にとっては減じてきたというのは望ましいことでもありますけれども、それは集団的自衛を無意味にするのではなくて、集団的自衛、集団的安全保障へのより積極的な関与というものを前提として、個別的自衛権の意義が低下をしてきたというのが世界の国際政治の現実であります。それに関与する法的な領域、法的なスペースをつくる、実際的にどこまで関与するか、アメリカの戦争に参加するのか、あるいは国連軍に参加するのかという問題は、むしろ政治の問題であります。法的にだめだとか法的に行くんだということを決めるのではなくて、それは政治の問題であると思います。

最後になりますけれども、私は改憲派と言われるかもしれないし、9条についてはそうですけれども、憲法の本質というものは非常に重要だと思っております。そして、立憲主義というのは、特に日本ではしばしば権力の手を縛るですとか、国家、政府の暴走を防ぐと言われるんですけども、私はそういった面が立憲主義、憲法というものにあることを否定しませんけれども、それを徹底すれば憲法というものが、少なくとも近代憲法というものが意味を失ってしまうわけです。つまり、近代憲法というのは日本国憲法も含めて、すべて国会とか政府とか権力といったものをつくり出すことを前提にしているわけです。ですから、憲法というものが国家とか政府はだめだという前提にまず立っているんだとしたら、そういうものをつくれという話は、あるいはその構成についていろいろ規定していること自身に意味がないということになるわけです。

憲法が規定しているのは、政府や国家というものをよきものとしてつくって、あるいはよき政府とかよき国家を国民が選出出して、しかもなおかつ権力というものは時に暴走するものですから、それを防ぐメカニズムを入れるという全体が憲法なのでありまして、その全体としての憲法というものを私は尊重すべきであると思っております。その意味では、

日本の政府がアメリカに反対することができるんですかとよく言われますけれども、実際に今の政府は確かにできないかもしれない。しかし、憲法を愛する人が、ちゃんとした判断力を持つ立派な政府をつくるという希望を持たない、シニシズムから日本の政府にできるわけがないと言うのは、憲法を愛していない立場だと私は思う次第であります。

以上です。

(テープ切りかえ)

五．パネルディスカッション

武村 ……これから改憲の条文の議論が出てくるかもしれませんが、自民党の新憲法第一次案がお手元の資料に入っております。ここの4ページから5ページに、黒く塗っておりますけれども、9条についての第一次案の内容が載っておりますので、適宜御参照ください。

さて、今日の議論は、主には9条改正によって自衛隊が海外出動することは是か非か、どういう必要性があるのか、あるいはないのかということに絞っていきたいと思うんです。まず、今の9条の解釈についてお二人のパネラーの方々の御説明はあったと思うんですが、その中で個別的自衛権の影響に先に触れてみたいと思います。

今、9条2項の関係で専守防衛という枠があるわけですけれども、自衛権あるいは自衛軍の保持ということが明文になると、専守防衛の枠が外れてしまうことになるんじゃないかと。ということになりますと、これは具体的にどういう影響が実際には出てくるのだろうかということについて、水島先生、お願いしたいと思います。

水島 個別的自衛権、集団的自衛権は、もともとは自衛権という一つの議論でしてきたんです。国連憲章51条が先ほど申し上げたような形で新しく創設的に入ってきましたから、その意味で個別、集団という議論になるのですけれども、もともとある国家が外部からの武力攻撃に対し他の手段がない場合に必要な限度で反撃する、実力をもって反撃する自衛権というのは、国家がある以上当然であるという形で議論されてきたものですよね。

しかし、日本国憲法は、先ほど言ったように、普通の憲法のように自衛措置とか自衛軍というものは持てなかった。それは先ほどお話があったように占領下であったから当然であると。占領下であると同時に、まだ中国革命も起こっていなかったので、アジアのバランスからいっても日本を軍隊のない状態にずっと置いておくと。これはアメリカもそうい

う判断をした時期がありました。ただ、日本国憲法がつくられた背景に、先ほど私が申し上げた広島、長崎の認識がどういう形で入ってきたか。これは憲法過程の審議録などを読んでみますと、科学技術の壮大な発展によってとか、いろいろな認識が出てくるわけで、政治家たちの賢明な判断の背後にはそういった総合的な判断が当然あった。占領下の中で、幣原、マッカーサーのいろいろな話は省略しますが、やはりいろいろな意味でこの憲法というのはその瞬間を凍結して生まれたわけですね。

ですから、それを解除するということに対しては相当な議論が必要になるんですが、その前提の自衛権があるかないかという議論は、当然政府も、54年に自衛隊をつくるときに

それまでは戦力なき軍隊とか警察予備隊と言って、その議論をネグってでもクリアできた総意だったんですけれども、54年に航空自衛隊をつくるときにそうはいかなくなってきた。そこで、どうしても内閣法制局が1954年に自衛の権はある、自衛のための必要最小限の実力、こういう議論で自衛隊が合憲だと、こういう形で出発して51年たったわけです。

そのときポイントになったのは、どうなったら自衛力が戦力になるんだと。それは兵器の水準と国際情勢で決まるんだと。相手国を壊滅的に破壊するような兵器、例えば攻撃型空母とか戦略ミサイルは持てないという言い方で、その都度政府は、先ほどのお話であればある種の論理のまやかしのよう聞こえるようなことで正当化してきた。でも、それは憲法9条2項が非常に徹底していたがゆえで、それを変えないんだったら、どうしても現にあるものを正当化するためにいろいろな議論を持ち込むけれども、軸足はあくまでも我が国が攻められたとき、これは外せなかった。

だからこそ、我が国を守る専守防衛という議論が三木内閣のときに政策として大綱化された。三木内閣というのは独特の政治形態、政府力学でしたけれども、そのときの久保防衛次官が中心となってつくった防衛計画の大綱は、ちょうどデタントの時期に入りつつあった日本の防衛力の新しい方向をある意味では限定的な形で枠づけた。これは当時から自衛隊の中では評判が悪くて、基本的に脅威との関係でこちら側の力は縛らないのが普通なんだと。だから、G N P 1 % だの専守防衛だのという議論は、軍事的合理性には反するわけですね。しかし、当時の政治は、アジア諸国との関係やいろいろなものから、軍事的合理性には反するが、政治の枠をはめた。これがG N P 1 % であり、かつ一連の専守防衛政策なんです。

これを83年を転機にどんどん外してきたんです。中曽根内閣あたりからあのころにできた枠組みというのはかなり外されました。専守防衛政策は、最後言葉としても実質的に廃

止するとは言いません。言いませんけれども、中身の上では専守防衛というものは既にテロ特措法、その前のイラク特措法で実質的には政策的に空洞化しました。自由民主党の長期政権の中でつくられてきた縛りも、常に憲法を軸足に置いて現状を何とか正当化しようという、言ってしまうとへ理屈ですね。ところが、小泉さんの段階になってくると無理屈になってきまして、完全に軍事的合理性すら放棄した。つまり、脅威や何かも全部こちらで決められるんだ、私が決めたら脅威だということを行ったに等しくなりますから、これは大変危ない政府です。

だから、よき政府とおっしゃいましたけれども、よき政府を期待しつつ権力の暴走をチェックするのが憲法ですけれども、少なくとも政府が憲法の規制を解除しようとしているところで安全保障政策と憲法改正が微妙にねじれた形で不幸な議論のされ方をしていると私は考えています。その意味では、専守防衛政策が個別的自衛権の問題で今どうなっていますかという御質問に対しては、文字どおり専守防衛政策というのは実質的にもう離陸をしてしまった。それから日本はもう離脱をしてしまっている。問題は、専守防衛政策という形で長期にやってきたへ理屈の部分に一定の合理性があって、この合理性とは何かと云ったら、それまで日本は軸足があるから戦争にコミットできないで来たんですね。そこを踏み越えようとするところで、そこでいいのかというところが正確に議論されていない。そのもとで憲法改正だけが先行した場合、それはまともな議論すらなしにそこへ踏み込んでいくことになると思っています。

武村 ありがとうございます。

専守防衛という質問に実質的に中西先生に対する反論が入ってございましたけれども。

中西 個別的自衛権の問題については私のプレゼンでも少しお話をしましたけれども、特に9条2項の解釈としては、自衛権については触れていないけれども、それを担保する実力組織はやはり放棄されていると言わざるを得ないというのが私の考えであります。しかし、先ほど言いましたように、サンフランシスコ講和条約を受諾して主権国家たる地位を引き受けたとき、また1956年に国連に加盟をして国連憲章に書かれている権利と義務を引き受けたときに、一般的に日本は自衛権を回復したと考えるべきでありまして、そこにやはり国際上の地位、権利と、それから国内法上の実態というものにギャップができてしまったと考えます。したがって、本来、政治的には9条2項を改正すべきであったというのが私の考えでありますけれども、実態的にできなかったのも、かなりアクロバティックな政府解釈によって自衛隊は合憲であるとしてきたのは、セカンドベストというか、やむ

を得ない主義であったと思います。

小泉さんが今言っていることはよく分からんというのはおっしゃられたとおりで、私も全く同感であります。なぜそういう情けないことになっているかということ、やはり自衛隊が合憲であると言ってきたところから積み重なってきた便法的説明がもうにっちもさっちもいかなくなっている。小泉さんはわけの分からんことを偉そうにおっしゃいますけれども、言っていることはやっぱりわけが分からないので、ちゃんとわけが分かるようにしゃべるためには憲法をしっかりと合理的に変えた方がいいというのが私の立場です。

それから、専守防衛について言われておりますけれども、これは水島先生がおっしゃったとおりで、70年代に専守防衛というのは政策判断として、政治の判断として選択された方式であります。したがって、憲法9条が改正されようとされまいと、専守防衛という選択は放棄される。現行憲法で放棄しても憲法上の問題になることはないというのが私の理解ですし、また憲法を変えたとしても専守防衛を必ず放棄するということを意味してはいない。ただ、実際問題として、軍事技術の発展あるいは脅威の性格といったようなものから、専守防衛という原則を持っているにしても、それをいかに実行たらしめるかというのはなかなか難しい。これは法的な枠組みの問題を超えた政治の判断、あるいは軍事的判断とかみ合わせて、どうやって全体的に日本の安全を高めるかという判断の問題になってくると思っています。

武村 ありがとうございます。

先ほどの中西先生のお話の中で台湾有事、朝鮮有事の話があったと思うんですが、集団的自衛権の関連などでこの話はよく出てくるんですが、先生の御結論としては、実際にどの程度コミットするかは別として、法的なスペースとして軍事的に関与できるスペースをつくっておくべきだという御結論だったと思うんです。一方で、先生は自国の安全を守るために自衛力が必要だということもおっしゃっていると。その朝鮮有事、台湾有事が日本の安全とどのように関連するのか、なぜ軍事で関与するスペースをつくっておかなきゃいけないのかという点はいかがでしょう。

中西 軍事で関与するという言い方はちょっと包括的過ぎるような気がするんですけども、法的な問題としては、特に現在の解釈論の問題としては、集団的自衛権を日本は行使しないというのが政府の立場なんですけれども、その立場をこうした国際的な安全保障活動との関連において適用しようとするときに、いわゆる武力行使一体化論というのが現在の判断基準なわけですね。つまり、アメリカなり多国籍軍に日本は一定の支援をします、

ただ武力行使と一体となるものは集団的自衛権の行使になるのではありません、そうじゃないものはやってもいいですよというのが現在の実際的な判断基準となっていると思うんですが、これは形式論理としては確かに成り立ちますけれども、実際には適用が非常に難しいものであって、どこまでがその武力行使と一体化しているかと。米軍に弾薬を送ったらいかんけれども、それじゃ米軍が働いているときの食糧とか衣料品は武力行使と一体化じゃないのかと言われれば、一体化じゃないと言われれば一体化じゃない気もしますけれども、一体化だと言えれば一体化なわけですね。ですから、そういう人工的といいますか、実際の協力をするときは無意味なほど煩瑣な区分を設けないといけないような集団的自衛権の行使の原則というのは問題になる。

實際上、朝鮮半島で仮に武力紛争の状況になったときに、北朝鮮が攻めてくる可能性は少ないですけれども、ゼロではないですし、北朝鮮の内部のクーデターなり体制崩壊状況の中で一部の軍隊が反乱等を起こして地域的に波及するという可能性の方がより高いと思います。いずれにせよ、そのリスクが非常に高いと私は言っているわけではないですけれども、そのリスクは排除できない。そういう場合に、米軍なり中国軍なりが北朝鮮地域に入って武力制圧をするというときに自衛隊が横に入っていくということは考えられるかといえば、今の状態では政治的にはまず考えられない。つまり、韓国とか北朝鮮の人々の日本に対する感情を考えれば、自衛隊は戦前の日本の軍隊とは違うといっても、そういうイメージが十分定着していないわけですから、そういう段階で行くことは賢明ではないというのが私の判断です。しかし、仮に韓国の人々から真正な気持ちから日本の自衛隊も一緒に来てほしいと呼ばれることがあれば、それはやはり行くことを考えることもあってしかるべきだと思います。

集団的自衛権の実際的な問題として今は日米関係だけで考えられていますけれども、そうではなくて、集団的自衛というものは、もともとできたときの45年の話をされましたけれども、そのときの話も、小国で自国を守るために十分に個別的自衛のために軍事力を持たない国がほかの国に助けをもらうために入れてほしいと言ってつくったのが最初なんです。そういうことからいえば、日本はアメリカとの関係だけで集団的自衛の議論をするのはおかしくて、よりアジアであるとか非アジアの国家と協力関係を広げるためにも、集団的自衛権の行使という一般的な枠は持っておいて、そこで何をするかといえば、日本は武力行使を目的とした軍隊を送らないというのが基本的な姿勢であったと思いますし、それは私は賢明なものだと思いますから、そうした姿勢をできるだけ貫く。最後の最後にどうして

もそれが問われるというときになれば、それはそのときの政府指導者の判断にゆだねるとせざるを得ない。それは緊急時ですから、やっぱりそういうときになったらそれはせざるを得ない。そこまで法では決めてしまえないと思うんですけども、基本的な政策としては抑制的に考えるべきである。しかし、法律としては、無意味なほど、あるいはかえって目的を阻害してしまうほど煩瑣な問題を引き起こす集団的自衛権の行使という原則は、今日の国際安全保障にとってはマイナスであると考えます。

武村 今2点言われたと思うんですが、1つは周辺事態法などで後方支援をする場合、武力行使の一体化ではないかという非難があるわけですが、それは集団的自衛権を認めることで説明すべきだと。それからもう一つは、かなり例外かもしれないけれども、外国から支援の要請があった場合、やはり協力すべきじゃないかと。

それに伴うリスクないしメリットの問題もあると思うんですが、今の2点のどちらでも結構ですけども、水島先生の方で御意見をちょうだいいたします。

水島 今の先生のお話の中で2点あるのは、1つは、先ほど集団的自衛権と集団安全保障という議論でヨーロッパの例を出されたときに、NATOとEUとOSCEを並べてフラットに議論されたんですけども、ヨーロッパのブリュッセルにNATOの本部があるんですが、実はその通りを隔てて向こう側にEUの国防省みたいなものができたんです。EUというのはヨーロッパ連合ですから、アメリカは入ってないんです。NATOにはトルコとアメリカが入っているんです。冷戦時代の集団自衛権のシステムがNATOです。

このEUとNATOというのは、実はそれぞれEUの軍事力を数万単位で持ち出したんです。各国がそれぞれ負担するんです。それを仕切るのがブリュッセルのEU側の防衛省に当たるようなものであって、お互いに余り仲よくないと聞いています。どうしてかという、論理が違うんですよ。NATOというのは集団的自衛権の仕組みで、正に冷戦時代のどこの国が攻められても集団で反撃する。NATO条約第5条にそれが書いてあって、6条に地域が全部書いてあって、当時はフランスの植民地まで守るべきものとして入るわけですね。すなわち国土的なものです。それに対し、御承知のとおり、EUというのはECからずっと発達した一つのヨーロッパの共同体で、冷戦の後、何らかの形で危機ができたときも、冷戦時代の国家と国家の紛争はもう想定していない。例えばテロだとか、あるいはEU諸国民のいろいろなものに侵されたとき、EUが軍事的に独自に行動すると。そういうチャンネルを持っておくということで、EUも独自の軍事力を持つようになってきて、共有のEUの安全保障みたいなものを出すわけです。

そうすると、不思議なことが起こってくる。すなわち、同じドイツで言えばドイツ、フランスで言えばフランスが、NATO軍の活動としてもEUの活動としてもそれぞれ同じ軍隊ですから出すわけで、ドイツはとうとう去年軍隊を3つにばらしちゃって、介入軍として専ら出す3万5,000、それを支援する7万、そして地域に張りつけておく21万に分けたんです。つまり、具体的に言うと、EUの活動それ自体は軍事同盟ではありません。しかし、NATOは軍事同盟です。これでそれぞれ論理が違うわけです。すなわち、ヨーロッパでは集団的自衛権型がほぼ終わった。

99年3月、コソボの空爆が始まる前の日に私はドイツのボンに住み始めましたので、コソボの空爆の問題はずっと現地で取材しました。いろいろ書きました。そのときに一つ大きく気づいたのは、NATO50周年を前にして、あそこはNATOは不要ですと言われる瞬間にありました。OSCEという53カ国のヨーロッパ全部の安全保障に関する機関がありまして、その監視団がコソボに入ったりして、あそこで非軍事的な活動で解決がつかないとNATOは不要になっちゃうと。そういう意味で言うと、NATOの空爆というのは自分は必要ですという存在証明的な空爆だったという側面が実はあって、その後、ドイツでも反省の議論がコソボの空爆の問題では出るんですね。つまり、軍事同盟的なNATOというものとOSCEのような地域的な集団的安全保障の枠組みというものは、実は目的が全然違うわけです。

アジアにおいては、OSCEはまだない。NATOもない。日米安保、米韓、米英台というそれぞれ個別の連鎖がNATOみたいな北東アジア軍事同盟をつくるのか、その方向を目指すのかといたら、私は全く逆だろうと。むしろOSCEのアジア版のようなものをどうつくっていくかが今後の課題になる。そういう意味で言うと、軍事同盟的な集団的自衛権的なシステムというのは限りなく縮小していく方向が望ましいし、その方向を目指すべきです。

日本国憲法が理想とする集団安全保障の地域版というのは、実はこれから応用に入っていく時期になる。そういうときに、アメリカは、どちらかという、同盟国的な価値を共有する国々と手を組みながら怪しげな国に向き合うという安全保障の組み立て方をするんですね。それに対し、ASEAN地域フォーラムはオブザーバーに北朝鮮まで入れる。あるいは、今6カ国協議の枠組みができて、あれも非常に重要なのは、ある種のOSCEのアジア版になるかならないか。これはまだ未知数ですし、かなり長期的に時間がかかるけれども、そういう話し合いの場に紛争当事国が入ってくるやり方の方向に日本はできるだ

け積極的にコミットすべきである。個々の紛争を想定しながら、アメリカの今の戦略も非常に動いていますけれども、基本的には介入型の軍隊を保持しながら、沖縄の米軍の位置づけもいろいろな意味で海兵隊を維持したいという流れの中で転換が生まれています。

私が言いたいのは、日本としては即完全非武装と即軍拡、戦争の対立じゃなくて、漸次的にどの方向に巨大な方向を転換するか。日本国憲法というのは、いわば政治家を、権力を縛っているわけでしょう。確かにぎくしゃくしているし、そこに壮大な50年間のずれが出ているけれども、ここで現実の方向に規範を合わせれば、そこにおける抑制力というのはゼロになる。研究的に言うと、政治家はそもそも憲法を守るかどうかの信頼に欠ける。憲法というのは、そもそも政治家が嫌がるように定めておくべきものであって、政治家がそこでぶつかったとき、邪魔になったときに変えてほしいと言ってきたら、国民というのはしばらく待ってみるのが賢明だというのは真理です。

そうすると、9条2項の問題で言えば、今これが一番ネックになっています。海外における多様な武力的な協力の形態を阻止していますから。しかし、それは戦争ができる国家に日本がなるという批判がありますけれども、そうじゃなくて、戦争以前の武力による威嚇、とりわけ何らかの形で一定の部隊を米軍が展開したときに日本が密接に協力することは武力威嚇ですよ。戦争にはなっていない。この武力威嚇を日本国憲法9条1項は否定しています。つまり、この方向に9条2項がセットになって抑制していて、日本が出ていくのは武力行使と一体化しないとか、後方支援とか、一生懸命そういうへ理屈をこねて、本当に引いたところでしか協力できないとしているところにとどめているのも、今の憲法の既判力が存在しているからです。これを現実に合わせて解除した瞬間、守られない。自由なオプションが与えられていく。

だから、その意味で言うと、今の時点で憲法を改正することについて反対だという人が存外専守防衛派から出ています。私は、将来にわたっても変えるべきではないと思いますけれども、今そこに微妙な一致の議論が生まれています。その意味では、リアルな政治現実を先生はおっしゃいましたけれども、現時点で見た場合、米台あるいは米韓あるいは朝鮮半島の情勢の中でも、憲法9条が果たす役割というのは、恐らく日本にそういう形で縛りをかければかけるほど、むしろそこにおける軍事を使わないオプションへの相当な工夫、安全保障政策への工夫と知恵が必要になってきます。その中身はまた後に言いますけれども、そういう意味で言うと、簡単に軍事力を使える形にシフトすることのデメリットという以上に害悪というのは大きいと私は考えています。

武村 ただいまの対立軸の中で、集団的自衛権と集団的安全保障を対立的にとらえられている水島先生に対して、中西先生は補完し合うと言われたその違いが余り明確でないの、その点も含めて、もしあればお願いします。

中西 正にその点だけ申し上げようと思ったんです。確かにNATOとEUとかOSCEそれぞれの役割、分担を考えて今は存在しているといいますが、正直なところ、ヨーロッパの人に聞いてみてもいろいろと悩んで模索しておるのが実態だと思います。ですから、確かにNATOとEUの間でしっくりいかない面もありますけれども、そうはいつでもブリュッセルで向かい合っているわけですから、それなりの協力といいますが、ある種の共感というのもあると思います。

ヨーロッパにおいて、例えばドイツのような国も 水島先生の御専門なので私よりはるかに御存じだと思いますが、イラク戦争については確かに強く反対をしてアメリカとは立場が異なるとしましたけれども、ドイツの安全保障政策の基本が、一方ではEUを中心としたヨーロッパ共通外交安保政策であり、もう一つがNATOであるということは明瞭であります。それはドイツの右の人に聞いても左の人に聞いても基本的に同じであって、論理的には矛盾することもあるけれども、実際上はその両者がなければヨーロッパの安全は保たれ得ないというのがヨーロッパの多くの人の考え方であると思います。確かにコソボの空爆は大きな議論を呼びました。しかし、EUなりOSCEといったような集団的安全保障系の組織に、やろうと思ってもああいう空爆ができたかといえ、実際できないわけですね。空爆したことによって多くの犠牲が出たことも確かでありますけれども、やはりコソボの不安定な情勢に一つの決着をつけて安定をもたらしたということは言えると思います。

基本的にはそうした形で、集団安全保障の場合、紛争当事者も入り得ると言いましたが、それは強みでもあると同時にマイナスでもあって、物事を決めるときに紛争当事者がいると結局決まらんということが多いわけですね。多数決の場合には、その正当性が難しいですから物事が決まらない。そうすると、そういう会議をやってみても話し合いでおしまいということがありますし、アジアの場合ですと韓国、北朝鮮、それから中国、台湾というような明白に対立軸がある。南北の場合には少し関係が変わってきていますけれども、台湾の場合にはARF ASEAN地域フォーラムに中国を入れることを反対しておるわけですから、そういうような状況がある中では、集団安全保障の枠組みだけで物事を解決できるかというところはいかない。

そうすると、地域的な集団自衛権、同盟の枠組みが集団安全保障の枠組みが機能しない場合にバックアップとして存在しているということは、集団安全保障の枠組み、話し合いを強める効果を持ち得るし、また万が一紛争が顕在化し、とりあえずは紛争に終止符を打って平和的な話し合いに持っていくというときに、武力あるいは武力による威嚇というのが実際の効果を持つということは否定できないことでもあります。そういう意味で、実際の政策を考える場合に集団安全保障の枠組みを強化する。私はアジアでそれを大いにやったらいいと思いますけれども、それと同時に同盟、集団的自衛のネットワークを合理的な形で運用するということが、相ながらに強め合うということは可能なのであって、場合によってはそれが反対にそれていって矛盾することもあると思いますけれども、それはより賢明に判断することによってより強化をしていくということが可能であるし、実際に可能な選択というのはそれぐらいしかないと思います。

武村 ありがとうございます。

次の問題に移りたいんですが、集団的安全保障という言葉はもう何回も出ていますが、日本の自衛隊が海外に出ていく必要があるということで次に指摘されているのは、国連のもとでの集団的安全保障、国連憲章が予定しています本来の国連軍、これは全然実現もできておりませんが、あるいはそれにかわるものといいたいでしょうか、例えば湾岸戦争のような安保理決議に基づいて、実際は多国籍軍ということになるんでしょうけれども、出ていく場合に自衛隊が参加すべきと。あるいは、この間のイラクの侵攻は、当事者は安保理決議があったと言っておりますけれども、それがあったかどうか疑問視されておりますが、国連の安全保障もいろいろな局面で考えなきゃいけないんですけれども、そういったものに自衛隊が積極的に参加していくべきだという関係から憲法改正を論じられている方もおられるんですが、この点、中西先生、肯定される側に立つのならば、どういう必要性があるのかということをお説明願えますでしょうか。

中西 国連軍なり、湾岸戦争型の多国籍軍なり、イラク戦争の場合の有志連合なり、そういうものでももちろん違いますけれども、結論として日本が積極的に参加をすべきかという、私は参加をすべきではないという立場です。特に武力行使を目的とした形での参加というのは、積極的にはすべきではない。それでは、絶対に参加をすべきではないかという、絶対ということはやはり言えないだろうと。

というのは、国連憲章にしても一つの理想を含んでいる文書なわけで、真の意味での国連軍というのも一つの理想だろうと思います。これも私は100年では難しいだろうと思う

んですが、やがてできることを期待したい。しかし、そういうことになれば、日本も、日本人としてではない、あるいは日本軍としてではないかもしれないですけども、国際社会の本当の意味での総意に対して反対を起こすような国家なりグループが武力に訴えた場合に、それに対抗する能力あるいは意志というものを持たなければ、国連軍なり国際機構というものは意味がなくなるわけですね。ですから、そういった場合まで絶対参加しませんというのは、憲法においても、あるいは国際社会の一員としても、政治的、道徳的判断としてもあり得ないと思います。

しかし、実際の判断として、日本の自衛隊に、イラク戦争の場合であっても、あるいは湾岸戦争のような多国籍軍の場合でもあっても、そうした場に参加をして活動できる準備があるか、あるいは国際的な反応において受け入れられるかということ、それはまだ難しいだろうと思います。ですから、そうした行動に現時点では参加できる実際的な能力がない。さらにまた、戦後の日本の生き方としてできるだけ武力行使を避けるということが存在をされていて、それは私の考える憲法改正によっても維持されるべきでありますから、できることであれば、そうした形での武力行使には参加をしないという原則を保つ。あるいは、ちょっと別の話になりますけれども、武器輸出禁止の三原則というのも今日の実態と合わないところがありますけれども、基本的には日本は武器を外国に売らないという原則は維持しておいた方がいいと私は個人的に思っております。そうしたことは政策の問題あるいは憲法より下位の法律の問題だと思っておりますけれども、絶対的に参加をするべきではないと私は思わない、しかし積極的に参加をするべきだとも思わないというのが私の立場です。

武村　そういう選択肢は残すべきだという趣旨で、現実には余り賛成ではないということですが、この点につきまして水島先生のお考えはいかがでしょう。

水島　国際政治については、データの点でもいろんな意味でも大変詳しく調べられている先生でいらっしゃるから、いろいろな国々の力関係や状況の中でこの国の憲法をどうするかという角度からも、非常に現実的な解釈といいたまいますか判断といいたまいますか、ある部分については非常に現実主義的な解釈だと思います。でも、憲法というものは一カ国の基本法ですから、そのときの政治や学者あるいは政策的判断によって、合理的だからといってそれを変える変えないというところでスライドさせていくと、長期的に見た場合、国連憲章も歴史的制約を持ったものですけども　実は国連で今、国連改革の議論が行われています。アナン総長の報告もありましていろいろな問題がありますけれども、国連

の安保理そのものが戦勝国の大国の拒否権を持った正に第二次世界大戦の固まりですよね。でも、この国連がやはりそれではまずいということで、いろいろな議論をしながら試行錯誤をしています。

ここへ来るときに、たまたま「ル・モンド・ディプロマティーク」というフランスの雑誌のある論文を読みました。これはパリ第七大学のモニク・シュミリエ＝ジャンドロウという人が書いた非常に興味深い「世界共同体機構を論ずるために」という論文でした。この中で2つの総会と2つの理事会という提案をしまして、基本的に今の安保理というのは文字どおり大国が仕切る安保理ですけれども、これを25カ国の直接選ばれた安保理にするのと、もう一つは直接各国から選ばれてきた総会をつくる。いろいろな意味でこれはかなり先の先の議論に聞こえるんですけども、コンセプトとして見ると、今フランスがこの議論を出してきた背景がよく分かる。フランス自身が常任理事国ですから、その意味では力を持っている。そうでありながら、その中である意味では国連というもののある種の転換を図る一つの大きな方向を議論し始めている。

これを見たときに、国連憲章の一番大きな原則は何だったんだろうかということ、2条4項に武力による威嚇または武力の行使というものを慎まなくてはならないとあります。ある国際法学者によれば、これを武力行使威嚇の絶対的禁止と解するわけです。この絶対的禁止に対する例外が2つあって、安保理が行う国連軍の場合と51条の集団的、個別的自衛権が非常に限定的に例外として認められている。原則は、加盟国は武力行使、威嚇はしてはならない。そして、第3番目の例外が人道的介入だというんですが、これはちょっとあいまいなので置いておきます。少なくとも2つの例外が国連憲章には書いてある。原則と例外の関係から見ていくと、世界はこの原則の方向に限りなく近づいていく努力をするわけです。

ところが、集団的自衛権というのは、基本的に軍事同盟の枠組みというのは、常に仮想敵を前提にしている。敵というものを前提にして、その敵に共通して向き合うという形を常に維持しておるわけです。カントが言ったように最終的に常備軍を全廃するというのは、うんと先です。でも、その全廃のプロセスでできるだけ個別国家の軍事力を集中的に集めてしまって、その武装力を国際社会が統制できるようにしていくという途中の段階があるわけです。OSCEとNATOは共存していると先ほどおっしゃいましたけれども、理念的にも違うだけじゃなくて、実は現実的にもかなり現場ではぎくしゃくしています。コソボのときにも、OSCEの活動に対しNATOが介入する形で、監視団の活動は途中で打

ち切られてしまいました。いろいろな意味で現実を見たとしても、どの方向を積極的に伸ばしていくのかとした場合、ヨーロッパで言えばO S C Eの方向を伸ばしていくことがヨーロッパの未来につながる。そうすると、N A T Oというのは最終的にはなくなっていく方向になるわけです。

ところが、先ほどの議論では、今は併存していますから当然両方に価値があるようですが、方向から見ると国連の武力による威嚇、または武力の行使を慎み、仮想敵を持たない中でできるだけ同じテーブルに着きながら、憲章違反をやった国に対しても軍事力でたたくんじゃなくてできるだけ引き戻す。あのユーゴスラビア連邦は、すぐにO S C Eにまた復帰しました。ですから、その意味で言うと、ある意味でそれはN A T Oがたたいた結果だと言いますけれども、実はO S C Eが地道にやっていけば、ミロシェビッチはかなりピンチに追い込まれていた時点です。98年の12月でした。つまり、その意味で考えると、今現実に見ていくと、アジアにおいても基本的に軍事同盟のネットワークを強化するんじゃなくて、最終的にはこの地域に地域的集団安全保障の機構ができていく中で、各国の軍隊をその地域の共同防衛軍みたいな形で集約していったら、その指揮機構は全体で判断するという形でやる。

国連軍というのはうんと先だし、国連というものの改組とも関連しますけれども、今国連の議論の中で一番大きいのは、アメリカがイラクでやっちゃったわけですよ。国連常任理事国のトップが慎まなきゃいけないと決めた大原則を破っちゃったわけですよ。おれがやるからといって自分の判断でやっちゃったわけですよ。こういう事実を前にして、理念をあきらめてシニシズムになるんじゃなくて、できるだけアメリカの単独行動を抑えつつ、同時に各国民国家の軍隊に制約を課していく工夫をどうするか。そういう中で、軍事同盟的な枠組みというのは、逆に言えば、個別国家だけじゃないですけども、一定の価値を共有する軍隊の価値を意味する仮想敵に対する枠組みですから、それがテロとか見えない敵に対して総合的に対処できると言っているのは口実にすぎない。国家間戦争というのは、これからできるであろうアジアのもとでの集団的自衛の仕組みというのは、もはや対抗する相手がないと思っています。少なくともテロとの戦いというのは、ネバーエンディングにアメリカの軍需産業や軍隊を規模を維持するための一方の方便にすぎない。だとするならば、むしろそういう脅威に正確に向き合いながら、できるだけ軍縮の方向に向き合う。

それにはどういうシステムが合理的かと考えていったとき、日本が9条を変えてどうするということになります。日本は持たないと言った、でも自衛隊はあるじゃないか、この悩

ましい日本を見ながら、できるだけ自衛隊の任務を災害救助とか国際的な人道援助に限定する方向にしながら、軍事力としての質をどんどん縮小していくと。こういう方向に向けるのか、憲法を変えてより積極的に海外に出て行って軍事力行使もできる方向にするのか、今はその選択の重要な分岐点にあると思います。だから、中西先生の意見も合理的で共感できるところはあるんですけども、そういう分岐点では物事の付随的、客観的機能は結局御自身の合理的な判断を超え、政治や、アメリカの好戦的と言っているかもしれませんが、ブッシュ政権型の合法で言えば、日本というのは非常にうまく軍事的に利用できる方向に傾きかねない。その選択の枠を縛っておくのが憲法だとするならば、やはり憲法9条を維持することが将来的な国連の枠組みを維持する上でも一番有効だと思います。

そして、うんと遠い将来、国連軍という枠組みができたとき日本がどういう形で参加するか、その途中のO S C Eのようなアジアの共通の警察力に日本がどういう活動をすべきか、そこで恐らく議論になると思います。そのとき憲法9条を変える議論が出てきたらまた議論すればいいのであって、私はそのときも変えるべきではない、日本は非軍事に徹すべきという意見は持っていますけれども、そのときの議論と今の議論とは質が違う。今の議論は、イラクをやってしまったアメリカが、他のアジア諸国や不安定な国に同じような軍事介入をするときに日本はもっとコミットしろという傾きの中で9条論が出ているわけですから、やはり憲法を変えるべきでないという議論に徹することが将来に選択肢を広げると私は考えています。(拍手)

武村 ありがとうございます。

中西先生、今の点について再度反論されますか。よろしいですか。

質問用紙も幾つか来ておりますし、お二方に順番にお聞きしていきたいと思うんですが、まず中西先生の今日配付していただいている「ジュリスト」を拝見いたしますと、アメリカをパートナーと考えて、アメリカの武力と協力しながらという前提で考えておられますし、日本の有事法制を見ましても、米軍支援法があるようにアメリカとの友好関係を前提にしています。

特にここ10年ぐらいのアメリカの軍事行動は単独行動主義と言われたりしていますし、イラクの問題では安保理決議もとりませんし、その後の国連総会の発言を聞いていますと8割とか9割の国家が反対だと言ったようにも聞いておるんですけども、アメリカがいるいろんな国に対して直接軍事力を単独で判断して行動しているという実態と世界平和との関連ではいかなものだろうかということが1点と、先ほど日本政府の自主性、信頼性の

問題が出ましたけれども、これは一つの意見かもしれませんが、対米の関係では日本は外交的な面で独自の判断はしていない、あるいは主体性を発揮していないというときに、パートナーとしてアメリカを選んでいくことの逆に危険性といえますか、それを危惧する声があるわけですが、この点につきましてはいかがでしょう。

中西 当然、国際政治上は非常に大きなテーマであります。アメリカの行動について、単独行動主義と今日言われるような傾向があることは否定できないと思いますし、イラク戦争はその一つのあらわれである、あるいはブッシュ政権の考え方にそういうものが色濃く出ているということも確かだと思います。イラク戦争について評価はいろいろありますけれども、マイナスの面も大きかったということは事実だと思いますし、またアメリカの武力行使が国際的な紛争を拡大する傾向がないとも言えないと思います。

しかし、2つぐらいのことが言えると思いますけれども、アメリカの力というのは、軍事力というのはその一部で、基本的には総合力なわけですね。経済力あるいは外交を含めた文化の魅力、そういった総合的な力なわけです。そうした総合的な力で現在の世界というものを公平に見た場合に、アメリカは総合力において他を圧している。中国が伸びているとか、EUが統合して大きくなったとか、あるいはロシアがいる、もちろん日本も経済大国でありますけれども、そういった国と比べてみたら、やはり総合力でアメリカは図抜けた超大国であるという現実はあるわけです。そのことを考えたときに、アメリカが過剰な行動をすることによるマイナスはありますけれども、アメリカが国際社会において責任を持って国際秩序の主導的な担い手であるという状態がなくなれば、世界はより大きな混乱状態に陥るとというのが基本的な見方です。第一次大戦の後の国際社会というのは正にそうでありまして、アメリカが国際連盟に関与しない形で国際秩序が運営されて、やがて第二次世界大戦に入ってしまったわけです。現在のアメリカの世界における比重というのは、そのときよりもさらに大きな総合力を持っています。

例えば中東において、アラブ、イスラムの人々がアメリカに対して強い怒りを抱いていることは確かです。親イスラエル的であると、あるいはイラク戦争についてアメリカの石油のためにやっているんだろうという意見は確かです。それだからといって、アメリカが世界からいなくなってくれたらいいのか、あるいは中東から一切手を引いてくれたらいいのかと聞くと、そうとは必ずしも言えない。そういうふうにする人も確かにいますけれども、多数の人はアメリカがアラブを理解し、イスラムを理解し、中東の平和により積極的によい形で貢献してほしいと、イスラエル寄りの立場をやめてイスラエルとアラブの仲裁

をしてパレスチナに平和をもたらしてほしいと言っているわけです。世界の中でアメリカに出て行ってほしい、アメリカとかかわりを持ちたくないと言っている国は、北朝鮮も含めてほとんどないというのは実際のところであります。

日本は、アメリカとの複雑な歴史はあっても、同盟関係を結び、単に政治家の関係だけではなくて経済的、文化的にも強い関係にありますから、それを前提にしてアメリカがよりよく行動するように、より適切に行動するようにアドバイスするというのが日本の立場であり、またそれなしでは世界の平和は強固なものにならない。英語でスポイラーという言葉がありますが、アメリカが世界の秩序をかき乱すような存在である、ますます世界のことは知らないよ、おれの自己都合だけでやりますよという内向きの単独行動主義になってはかえって悪いので、例えば日米安保を破棄することはそういう方向を強めるということになるのでありますから、アメリカについて問題があると私は思いますし、最近のアメリカの対外的な行動について視野の狭さを正直感じますけれども、それはパートナーである同盟国、友邦国が補ってやる。なかなか言うことを聞かない面はありますけれども、アメリカをあきらめてはいけない。「日本をあきらめない」というのはだれかのスローガンですけれども、アメリカこそあきらめてはいけない。粘り強く言えば、世界の中でイラク戦争について反対の意見が専門家の中で強かったのはアメリカです。アメリカの中でもイラク戦争については専門家の中で議論がありました。そういう国ですから、粘り強く説得していく。正に水島先生もおっしゃいましたけれども、アメリカ以外の国に対しても粘り強くですけれども、アメリカに対しても正に日本は粘り強くということです。

そのことからいえば、日本の自主性とか日本政府の信頼性ということですが、正直、日本政府の外交姿勢が日米関係に頼り過ぎていて、いささか安逸をむさぼっておるといふ面があると私は感じております。ですから、日米関係を良好に運営するということは、私は日本外交の基本原則だと思いますからそれを外してはいけないと思いますが、アメリカに対してさまざまな形で働きかけをより強くしていくという面が重要ですし、国際道義といった面を強調する必要性はあると思います。

そういう面からいって、なぜ日本の政府が 時に対米従属とかアメリカべったりと言われるけれども、それはいささか過剰なレッテル張りだと思いますが おとなしいのかというと、日本の世論が究極的には憲法 9 条のもとでも自衛隊を持ってあって、しかも全般的には日米安保によって日本を守ってもらうという冷戦時代にできた体制に満足しておるからです。世論の圧倒的多数派は、日米安保、自衛隊、憲法 9 条というもので

いいんだと言っているわけです。これは必ずしも好ましい状態ではなくて、そういう矛盾をはらんだ状態の中で心を閉ざしてしまっているといえますか、どうもすっきりしないなと思いつつ、これでうまくやってきたんだから、とりあえずこれでいいじゃないかという日本国民の世論そのものがある種現状肯定に陥ってしまっていて、批判的な視点を明瞭に発言できないような状態になっている。だから、政府もとりあえず日米関係がうまくできていけばいいということでありまして、恐らくイラク戦争について国民的な世論のレベルで反対が一番少なかった先進国ではないかと思えます。イギリスだってイラク戦争についての反対世論というのは非常に強かったです。日本では統計は高いですけども、いわゆる活動家、いつも反対する人以外は余り反対しなかった。それはやはり日本人のある種の精神的腐敗なり墮落なりを示しておいて、それは憲法9条と日米安保、自衛隊の理想と現実の乖離の間に60年間あるいは50年間安住してきて、もはや日本人の国民の中に世界問題について批判的な観点で分析をして行動しようという意識が 物を書くのはいいですよ。口舌の徒、私のように書くことはできますし、反対だとスローガンを出すことは簡単ですけども、実際問題として政治に働きかけて訴えようという意欲を日本人がいささか失っておるのではないか。それこそが日本の運命にとっては危険なことじゃないかなと思う次第です。（拍手）

武村 我々国民の側にも問題があるんだということでした。

次に、水島先生への質問です。万々が一論という言葉があるんですが、有事法制のとき、先ほども言いましたけれども、防衛庁長官自身の「当面、日本に対する本格的な侵攻はないと考えている」という答弁もあったんですけども、今後、アジアの情勢が変わっていくこともあり得ると。そうすると、水島先生の言う非武装の方向に持っていったときに、将来、万一侵攻があり得るんじゃないか、そのときに非武装で対応できるのかという疑問も寄せられているんですが、この点はいかがでしょう。

水島 その議論は昔からありまして、ソ連の時代もありました。安心と安全は違って、安全というものの議論に安心の議論をスライドさせて、安心に対して不安がなくなるようにシステムをつくれというのは絶対不可能なんです。そこにある種の安全会社やそういうもので利益を得る人たちが一生懸命乗じて、例えば子供の安全のためにこんなものを買いませんかというのが出てくるわけですよ。同じように、こういうものがあるからこういう武器を買いましょうという勢いは常にあるように私は思っています。

万々が一とよく言われていますけれども、「国家レベルでは、ない」と防衛庁長官もも

はや言った。しかし、テロがあるじゃないかという議論の中では、テロに今の装備や軍隊で対応できないじゃないか、だから新しい形の予算が必要だということになるわけですね。そういう意味での新しい予算をとるために、テロというネバーエンディングな危機、不安というものが出てきます。だから、その意味で言うと、テロとの戦いといった場合のテロとの戦い方は、軍事力ではもはや不可能であります。本来的にテロの定義がきちっと2001年10月の限りでできておれば、世界中の警察機構、インターポールなどが一体になってビンラディンのあぶり出しはできたわけです。あそこでイスラエルとアメリカが退場してテロの定義ができなかった。テロの定義をきちっとやって、これは犯罪である、犯罪者として世界中が処罰するんだとしていくと。特にハイジャックと飛行機爆破だけは、ハーグ、モントリオール条約で共通の条約体制ができておりますけどね。しかし、それ以外のテロ問題をできるだけ共通の土俵にするためにも、具体的にテロに対抗するには、世界的な警察的な対応のためにテロの定義をきちっとしなきゃいけない。ところが、テロとの戦いは軍隊の問題でございますという形で、アメリカは冷戦時代のトライデント潜水艦まで今お金をかけて改装しているわけですね。

安全保障の議論のもう少し本当の実態を見ていくと、それに日本において今周辺で何が一番危険なのかと考えたときに、私に言わせたら、もし攻められたじゃなくて攻めてしまったらどうするか、こっちが怖いですね。有事法制のとき、日本はアメリカの先制攻撃の枠組みの中で先に出ていく可能性の方が私は強いと見ています。もし攻められたじゃなくて攻めてしまったらどうするか。つまり、攻めるという言い方は不正確ですけども、それぐらい武力による威嚇、武力の行使をする国にバージョンアップすると、変えるという方向に危惧さえ覚えるわけで、あの武力攻撃事態法案の非常にあいまいな定義もそこら辺で幅をつくっておくことによって、かんじがらめに警察の名残雪をいっぱい持ったのが今の自衛隊ですから、いろいろな武器使用も含めて警察的な制限があるんですよ。それをしていくと。そういう意味からいっても、今攻められたらどうするかという議論に向き合うよりは、正確に言えばむしろ日本がアメリカのその中で攻めてしまったらという方向が大きいのかなと。

そう考えると、テロの問題、周辺諸国との関係、特に不審船、周辺における麻薬取引の関係、いわゆる人身売買みたいなもの、それから中国の軍拡。この前、中国人と対話したんですが、本当に中国人も恥じるというぐらいロシアと軍事演習をしたりして、非常に威嚇的に台湾にやったりしている。これに自衛隊を強化して向き合うんじゃないかと、アジア

の枠組みの中で、中国はそういうことをやることは恥ですよという方向にアジアの世論を持っていくことに日本が先頭に立つと。そのためにも、余りにもアメリカと距離を縮め過ぎて先制攻撃戦略に寄り過ぎない方がむしろ日本の発言力は上がってくる。先ほどから言っているように、憲法は拘束するだけじゃなくて対外的な国家へのメッセージ、もっと言えば国の形を対外的にアピールする側面もあるわけです。ですから、個々の一般的な条項でも意味は持ってきます。私も行きました99年5月のハーグ市民会議では、1万人のNGOが10項目の1項目めに日本国憲法9条みたいな決議を各国の議会にさせましょうと合意した。ハーグの平和会議の確認に日本国憲法という一国家の憲法の条文が入っていた。つまり、世界から見ると、日本国憲法9条というのは、難しい現実がいっぱいあるけれども、究極的な安全保障の理想像なんですね。その意味で、日本がそれを変えてしまってどうなんだという側面もある。そういうふうにと考えると、今攻められたらということに対しては、余りにも感情的に憲法を変えるという方向でリアクションするよりは、一つ一つの実態を見ていった方がいいし、不審船については沿岸警備隊や海上保安庁などとの連携プレーの中で、北朝鮮との沿岸警備隊とも連携して活動できなくして縛っていくという方がむしろ有効です。そういう意味で言えば、今のアジア周辺の緊張に対する向き合い方も、そういう中で解決できる面がいっぱいあると考えています。（拍手）

武村 どうもありがとうございます。

そろそろ締めていかなければいけないんですが、皆さんからの質疑応答に入る前に、今までの議論の中で、中西先生、これは言い残したということがあれば一言。よろしいですか。

六．質疑応答

武村 それでは、皆さんからの質問に入らせていただきます。

中西先生に対する質問ということで幾つかあるのでまとめていきたいと思うんですが、9条改正の内容は関連条項の改正も含め自民党案に沿ったものでよいとお考えですか。そうでないのなら、9条の改正条文をどのようにすべきとお考えでしょうか。もう一つは、続けて言わせていただきますと、9条を改正した場合に国民の義務として兵役の義務が課されるところまで発展しませんか。

素朴な質問としてこういったものが寄せられているんですが、いかがでしょうか。

中西 自民党の改正案といっても、まだ第一次草案でこれから変わると思いますから、

今の案を議論しても余り意味はないと思います。草案というのは僕はそんなに検討してないんですけども、まだこれから直した方がいいところもあるような気はします。例えば我が国の基本的な公共の秩序の維持のために活動を行うことができると書いてあるんですけども、基本的な公共の秩序維持というのは包括的な表現過ぎる。場合によっては、かつては治安出動と言われましたけれども、そういった役割を軍隊が担うというのは、軍隊の役割の一つだとは思いますが、ちょっと包括的に書き過ぎておる気がします。それから、自衛隊が自国の防衛以外の活動をするときの条件について、国際社会の平和及び安全の確保のために協調して行われる活動と書いていますけれども、これももう少し具体的に書いた方がいいんじゃないかという気はします。

ただ、いずれにせよ、これは議論の下敷きでありますから、実際に憲法改正が国民投票法が制定されてどういう形で発議をされ国民投票にかけられるかというのは今後の議論ですから、今の段階での草案というのは、憲法が改正されたときの一つの案として自民党はこういう案を持っているという自民党の哲学を示しているものであって、いわゆる改正条項案を書いていると余り考えない方がいいと思います。

その上で、国民に兵役義務が課されるまでいくかどうかですけれども、可能性のことを言えば、そういうことを言い出す人が絶対ないとは私は言えません。ただ、国民投票法をちゃんと制定して、憲法の96条に国民の投票によって過半数の支持を得るとなっているわけですから、その条項がちゃんとまとめられている法律であれば、国民に兵役の義務を課するという改正条項をやって成立するかといえば、今の日本で成立するとはとても思えないわけであります。憲法改正をしたくないという人が徴兵義務を課す条項を出す可能性はあっても、憲法を改正しようという人が徴兵義務を出す可能性は99.9%ないと思います。0.01%は分かりませんが。

護憲派というか変えるべきでないという立場の人も、憲法9条というのは現行憲法の核でありますから、私は現行憲法の条項ということで国民投票法に乗せて確認投票を求めるという立場でもいいんじゃないかと思います。変えるべきではないということで過半数をとればいい。日本国憲法の最大の問題は、占領下において自由な議論が行われないうちに制定されたということだと思います。これは単に押しつけと言っているわけではなくて、確かに日本の各層の意見を踏まえた部分もありましたし、帝国議会において議論されたことも確かですけれども、国民的に自由な形で議論できる状況ではなかった、あるいは国民が憲法よりも日々の生活に追われているときにつくられたものでありますから、憲法9条

というものが今日の日本にとって今のままでいいのか、それとも変えるべきかということは、憲法9条をそのまま守るべきだという立場の人も、このままのものを国民投票法にかけて過半数の支持を得ることで確認しようと言ってもいいと考えています。

武村 ありがとうございます。

それでは、水島先生、中西先生への質問ということなんですけれども、かなり大きな質問です。憲法9条2項の制定を基礎づける立法事実、9条2項の立法経過について中西先生は占領下を強調されました。水島先生は広島、長崎の体験を語られましたが、台湾、朝鮮に対する植民地支配や中国を初めとするアジアへの侵略戦争に対する断罪と、二度と侵略戦争をさせないとする日本国家の加害の歴史的事実があると考えますが、この点はどのように考えられますか。あるいは、第二次大戦下の植民地支配で、日本の占領下に置かれて多大な被害をこうむったアジアの諸国、戦後補償の要求もなされているような状況の中で、そのアジアの平和、友好という観点から見た場合、日本国憲法の改正はどういう意味を持つのか。

かなり大きな質問ですが、お二人それぞれに御回答願えたらと思います。水島先生の方からお願いします。

水島 本当はその点にいつも触れているものですから、落ちたわけじゃなくて私は既に何度も言っていますし、実は韓国のソウル大学で3回講演しまして、今回韓国の公法学会でその議論をしてきたんです。「憲法改正の歴史的制約」という論点で既に私は原稿にもしています。

憲法改正に限界があるのかないのかという議論の中では、結局96条に乗せればできるわけですね。ところが、日本国民だけの合意ではできないものが1つある。それが憲法9条2項であって、これにはアジア諸国民全部の同意が必要であるという議論を向こうの教授が私にしてきたんです。これはやはり憲法学者の憲法解釈としては無理なわけですよ。一国の憲法の改正手続に他国の合意は必要としない。しかし、気持ちは非常に分かる。歴史的な制約というのはその意味で、憲法改正権者、すなわち発議する国会議員も国民投票有権者の国民もそのことをしっかり学び、知った上で一票を投じなきゃいけないという意味での歴史的、道徳的責務があると私は韓国で言ってきました。それは向こうにも載りました。それは憲法解釈としては無理ですねと向こうの行政法学者が言ったので、それは憲法解釈論としては無理ですと言いましたけれども、投票が目の前になったとき、そういう観点抜きに日本国民が先ほど出ているように安逸をむさぼった形で、そのときの気分で改

正賛成と言うことについては、アジアから厳しい批判が来るであろうと。そういう角度から考えても、そういうこともしっかり知った上で、学んだ上でどちらにするかを決めるということが求められるということは、私は韓国でも講演してきました。

その上で、私が強調したものと先生が強調したものは対立するんじゃないで、占領下で完全非武装にしてドイツもずっと農業国家で置くだとやったように、結局ドイツと日本は国際社会に復帰させないというのが占領軍の意志でした。その意味で言えば、そこで完全非武装にするという選択肢が日本ではとられたけれども、3年後のドイツでは分断国家状態でできなかったの、西ドイツは侵略戦争放棄にとどまったわけです。だから、その意味で言えば、ドイツ、日本はともに軍隊は持たせないというくらいの意志はありました。

占領下における9条2項というのはそういう意志ですけれども、制定者たちの国会議事録を見ると、そこにさっき言った広島、長崎の議論をほうつつさせる議論が入ってきた。一方で、それは表には出てきていないけれども、アジアに対して相当な侵略をしてしまった、まずかったというような反省も当然あるわけですね。つまり、二度と戦争はしないという中に、もう巻き込まれるのは嫌だ、ひどい目に遭いたくないだけじゃなくて、ある意味ではひどいことをしてしまったと。あのときの認識が正しかったと思っている人、しようがなくて負けたという人ももちろんいましたけれども、大局的に見れば、憲法の制定を根拠づける立法事実の中の日本が二度と戦争をしない国家になるという宣言は、戦争をしない国家とは戦争をやって迷惑をかけないということも含意されていると考えるならば、質問者の含意されていることと私の言ってきたことは対立しないと考えております。

中西 私の考えとしては、まずアジアに対して侵略戦争の事実、歴史というものがあつたことは間違いなことだと思います。日本の中でそれを否定する考え方の人もいますけれども、何よりもそうした問題について、戦後のかなりの部分、知的な意味では余り正面から考えてこなかったということが戦後日本の問題であると思います。

我々が戦争と言うとき、第二次世界大戦を思い、アメリカを中心とした連合国との戦争を思いますけれども、中国あるいは朝鮮半島における植民地支配とか戦争行為というものについて十分意識をしていないところがあると思います。それは恐らく占領においてもアメリカが圧倒的主導権を持ったもとでの占領でしたから、アジア諸国の実際的関与というのは少なかったわけです。しかし、そうしたことでずっと太平洋戦争から戦後にかけて続いている日本人のくせがあつて、アジア諸国との関係を考えるときに、戦争や植民地支配

僕は、今から考えれば朝鮮半島を植民地にしたことは道義的にも問題があるとしても、

当時、植民地化したことが違法であった、不法であったとは思わないです。しかし、植民地支配の実態において、過剰な人権侵害といますか、残虐さがあったということは否定できないと思います。そういった形での問題に向き合うということは重要だと思います。

しかし、9条2項、あるいは日本が軍事力を持たないとか、その軍事力の行使のあり方について贖罪であるとか加害行為に対する罰則であるとかとらえることは、かえって正当でない根拠づけを9条2項や日本の憲法に対して与えることになる。憲法というのは、常にその時々国民が決定をし、運用をしていくものなわけですね。もちろん毎日変えるわけじゃなくて、将来の思想に方向づけを与えるということも含めてですけども、決して過去の問題に対する贖罪を意図してつくられるものではない。もちろん過去の反省であるとか教訓を得てということは当然でありますし、それはいわゆる戦後日本の平和主義というものが日本人の精神的傾きとして定着していると。そして、現在の日本国憲法の評価においても、その評価は非常に高いというふうに反映されていると思います。その意味で、贖罪として9条2項は残されるべきだという考え方は、現在の日本が60年前の日本、70年前の日本と何も変わっていないんだということを実際上意味していることになりかねない。

僕は、あの戦争なり植民地支配というのは、日本の民族の全体としての判断の誤りだったと考えますけれども、そうした誤りをほかの民族が起こさないということはないわけです。歴史的経験の中でどの民族も誤りを犯して、間違った侵略とか支配とか戦争をやることはあり得るわけです。それがアジアにおいて起こらないとは言えないし、特に今のアジアは大きな変化の時期ですから、そうした間違いが起こるかも分からない。したがって、そういうような状態の中では、9条2項の厳格な適用、非武装といったことが日本の問題だけでなくアジアの平和に貢献するかといえば、それはしないと考えるわけです。そういった観点から、アジアにおける平和と秩序を強めるということは、日本人だけの問題じゃなくてアジアの諸民族のためにも重要である。そういった観点は韓国の人、中国の人にとって今は十分に受け入れられないものであるかも知れないですが、少なくとも私の世代あるいは私より若い世代の人と直接にそういうふうに話をすれば、分かったと言ってくれる方は決して少なくないのであります。そういう観点から、むしろ日中、日韓、その他アジア諸国と日本との友好というのは強めることができると。贖罪意識として軍隊を持ちません、9条2項ですよと言っても、向こうの人には、自分の国でそういう考え方がないわけですから、変わった国やねえという目で見られることがむしろ多いのでありまして、そういう観点から過去の戦争の責任、歴史認識の問題と、それから9条を初めとする憲法

の問題、今の政治的、法的判断の問題は区分されるべきであると思っています。

武村 ありがとうございます。

そのほかにもいろいろ質問を寄せられておるんですけども、幾つかの部分は先生方のお話の中でもう既に回答がありましたし、時間的制約もありますので、これで終了させていただきたいと思います。

七．総括

武村 それでは、もう時間も迫ってきましたので、最後にそれぞれの先生方にこの議論を通じてのまとめのお話をさせていただきたいと思います。先生方、申しわけないんですけども、5分程度ということによろしいでしょうか。

それでは、中西先生からどうぞ。

中西 まとめということで、私として言いたいことは大分言いましたし、足りないこともたくさんあるんですけども、それを5分ではもうしゃべれませんので、そこは抜きにして、気持ちの問題というか、考え方の問題で最後に申したいと思います。

中原中也の詩に教科書にも出ている「汚れちまった悲しみに」という詩があったかと思いますが、憲法の問題、さらには軍事力と平和の問題というのは、実際には汚れちまうということなんですね。汚いものなんです。私も国際政治をやっていますから戦争とか平和ということについて考えたり読んだりしますけれども、正直そういう意味では余り楽しいものではないですね。

だけど、一つの民族が今日の国際社会の中で主権国家として行動するという事は、汚れちまった後を生きるということなんですね。マッカーサーが日本に着いて「12歳の少年でした」と言いました。あれはいろいろな解釈ができますけれども、とにかく日本人は、戦後日本は戦前日本の暗い汚れてしまった過去を清算してきれいに生きたいと、新生日本ということで生きてきたんだろうと思います。それはそれでいい出発だったと思いますし、その間に多くのことを日本は成し遂げたと思いますけれども、一国として、独立国として生きるということは、個人が大人として生きるのと同じように、純潔さだけでは生きていけないということを知ることだと思っています。湾岸戦争以降の過去15年ぐらいは、日本においては安全保障についての議論が非常に高まりましたけれども、国際社会で生きていくためには日本も汚い戦争とか安全保障、軍事といった問題から目をそらしておくことはできないということを知らされてきた、次第に意識するようになってきた歴史であった

のではないかと思います。

大人になって汚れを知ってしまうからといって、子どものときの理想とか美しいものへの慈しみを、すべて子どもの幻想だったと捨てるのかといえば、ここには私の人生の大先輩の方々もたくさんいらっしゃるようですけれども、その皆さんを含めてそういうことではないだろうと思います。大人として生きていくことは、理想はそうであってもなかなかうまくいかない。にもかかわらず、何か人生の中で成し遂げようと思ったものとか大事にしようと思ったものを少しだけでも生かしたいというふうに生きていくというのが大人のよき生き方だろうと思います。自分を振り返ってそういうふう生きておるかなという、じくじたる思いがないことはないんですけれども、人に言うときにはそういうふう生きられたらいいねということだと思んですが、そういう面が憲法9条の問題にはあると思います。あるいは、平和と日本との関係にもあると思います。平和に生きるために何もしない、9条2項を厳格にとらえて絶対平和主義で日本は絶対無抵抗ですということになれば、8割、9割はそれで安穩に暮らせるかもしれないですね。ただ、その場合に絶対安全かということ、それなりの危険はあると思いますけれども、それに目をつぶれば安穩に暮らすことはできる。しかし、国際社会の中に生きていて、経済的、文化的に世界と大きく交流をしている我々日本人が今の生き方を残そうと思えば、大人としての生き方ではないだろうと思います。

例えばアメリカの行動について、コソボであるとか、イラクであるとか、テロとの戦いにさまざまに批判があることは確かです。9条の問題を議論したときも、結局アメリカについていくのは危ないんじゃないか、アメリカは危険な勢力ではないかということが今の議論としては多いです。そういうアメリカのやっていることはいいか悪いかという議論は確かにすべきですけれども、日本人自身のことを考えたときに、例えばコソボという地名について、NATOがアメリカが主導して空爆をするかしないかという議論になった99年の初め、あるいは98年の末以前に知っている日本人は何%いたか。あるいは、2002年から2003年にイラク戦争をアメリカが積極的に主導するというような状況になる前に、イラクのフセイン体制下で何が起こっておるのかということについて関心を持っていた日本人が何%おるのかといえば、ほとんどいないわけです。アメリカがそういうことをやることによって、国際的にも議論になりますけれども、日本の中で議論になって、初めてあそこは大変なんだと、アメリカは変に武力行使をするべきではないと言う人が増えるんですけども、水島先生が主張されるような積極的な平和主義を日本人が本当に重要だと思う

のならば、そういうふうに議論になる前にコソボという地名を知るくらい日本人は国際的関心を持たないといけない。あるいは、フセイン体制に問題があるということは皆さんおっしゃるわけですから、イラク戦争の前にフセイン体制をいかに改善していくかということについて日本人がより積極的に行動しないといけないわけですが、日本人はそういうことにほとんど関心を持たないわけです。

ですから、それはつづめて言えば一国平和主義と言われても仕方がないことなのでありまして、繰り返しになりますけれども、憲法にある平和主義の精神というのは私は重要だと思いますし、その平和主義の精神を生かすために、日本自身の問題だけでなくて世界の平和の構築に積極的にかかわるべきだと思います。その道筋というのは軍事力だけではないし、日米安保だけではない。そのほかのオルタナティブの議論というのも当然考えられてしかるべきだと思います。ただ、私は、そうした軍事力の問題あるいは日米の同盟、協力関係を抜きにしては十全な議論にならないと思います。

いずれにせよ、9条を守ってさえいれば、今のまま変わらないでさえいれば安心だ、安全だという議論は、今日の世界にあっては精神的退嬰状況であると、世界の問題から目を伏せて自分たちの平和を守っておけばいいんだということにつながりかねない危険を持っていると思いますので、少なくとも憲法9条の問題、あるいは国際社会の中で日本がどのように活動すべきかということについて真剣な議論を喚起するためにも、こうした憲法問題を提起するというには大きな意味があると考えています。（拍手）

武村 水島先生、よろしく申し上げます。

水島 それでは最後に。私もこの間に小林節慶應大学教授とテレビ番組で議論したり、いろいろなところで立場の違うとされている人と議論してきたんです。今日、中西輝政さんとやると最初は聞いていて、ああ、そうかと思っていたら中西寛先生だったので、その意味ではかえってよかった。つまり、先ほどの民族とか国家とか自存権という筋でやられるとこちらもいっぱい言わなきゃならないんですが、基本的には中西先生の合理的な、ある意味では現実主義的な政治的な立場から一応ぎりぎりのところで要らぬ説明をしないで済むという点では、今日はとてもいい相手をいただいたと思って、僕は生産的な議論ができたと思っています。

最後に2点だけ申し上げたいのは、先ほどからも9条で安逸な平和をむさぼる、あるいは9条を守っていれば安全、安心で、これは今の緊張する世界に対する日本の一国的な退廃だみたいな議論もあって、そういう議論も9条に向けられるんですけれども、注意しな

きやいけないのは憲法9条は昔からあるわけです。そういう意味では、その局面その局面で果たしてきた役割の中で、日本の国民が果たした役割と日本政府がやったことと日本の国全体とを全部一緒くたには議論できないだろうと。この60年の中で、世界各国でNGOだとか、あるいは外交官にも立派な人がいる中で、いろいろな努力をする中で日本は評価され、批判されてきているわけです。湾岸戦争のときも日本は金だけ出したからどうのという議論があってトラウマになっている外務官僚がいますけれども、私は、91年1月17日の湾岸戦争そのものも、いずれ明らかになると思いますけれども、冷戦後のフセインという人間を使ったアラブにおける壮大な新しい再分割のためのアメリカの武力行使という以上に、国連を使ったあの地域への一つの侵攻だったと見ています。その意味で言えば、イラクが悪者になっていますけれども、91年の湾岸戦争だってこれから評価が変わるかもしれない。ブッシュ、親父の段階です。

そういう意味からすれば、アメリカがやることそのものが常に問題提起で世界が目覚めるというのは、やはり私は納得できない。アメリカのやった過去の歴史、これはメイフラワー号までさかのぼりませんけれども、アメリカという国はそうやって繰り返してきた。一方で、イラクの亡くなったお母さんのようなアメリカもあるし、御承知のようなアメリカのすばらしい世論や、学者もいる。つまり、私たちはアメリカを結局一元的にとらえちゃうけれども、すばらしいアメリカもあるわけですね。だから、反米主義一般が間違っているように、ある意味では多様なアメリカをどう評価していくかと。それは僕は非常に大事だと思います。

その点で、日本がこうだと中国や韓国から言われることも私たちは非常に心外なわけで、韓国に行って盛んにそれを言ってきました。そうすると、向こうでも分かっている人は、いい日本人を知っているよという議論になります。つまり、結局不幸なのは、国、民族、何々人というところで意識的、意図的に対立構図がつけられて、憎しみの構造がつけられることです。あのユーゴスラビアの紛争も、そうやって過去のウスターシャまで引っ張り出してきて殺し合いになっていったわけです。そこに必ず民族指導者のよこしまな対応があり、いろいろな事情で人々が憎しみ合う。それが一番の方法は、日本国憲法の前文に書いてある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」と決意した」と。この「平和を愛する諸国民」というピース・ラブング・ピープルズ、「ネーション」じゃなくて「ピープルズ」だという意味が重要だと思うんです。

これからはやっぱり国家レベルじゃない。アメリカの中にある市民、相手国のいる市民

がどうつながっていくかということで、平和を、安全保障の問題を国家間関係、国家の連合だけに見るんじゃなくて、その行動する主体として見た場合、市民が平和の問題、安全保障の問題にコミットできる時代に今我々は生きています。したがって、イラク戦争でもそうだし、今の世界の問題でもインターネット上でいろいろな批判の世論がつくられて、それを昔のように統制できなくなっていますね。中国でもインターネットのサイトの中ではそういう動きが起こっている。そうすると、中国が悪い、中国が何をしそうだというんじゃない。インターネットを開いていると、一つの矛盾なんですけれども、あの中国共産党の独裁体制に対する矛盾は、いずれは民主的な国家にしなければならぬと。今のインターネットを広げれば広げるほど起こってくるわけです。そう考えてみると、私たちは平和の問題を国と国、あるいは民族の問題に解消するんじゃなくて、その平和を愛する諸国民のレベルでどう連携がとれるかに持っていくことが重要だし、それが現実的な選択肢としてこれから問われてくるだろうと。だから、現実主義と理想主義が対立するんじゃなくて、憲法9条を維持しつつ、そこに基いてどういう形でそういうふうな平和のネットワークを市民も含めて立ち上げるかが今後問われていく。

それからもう一つ言いたいのは、安逸な9条のもとでの一國平和主義なんだという言い方で9条を改正する議論では、井上達夫さんという法哲学者の9条2項削除論という非常に屈折した文書が出ました。ああいう議論というのはよく分かります。でも、日弁連の鳥取での本シンポジウムの樋口陽一先生、憲法学者の大家である彼は、そういう憲法論をサロン憲法学といいます。つまり、論理としては分かる。9条2項のもと日本は何をやってきたんだ、確かに国民も知らないじゃないか、他国の悲惨な事態について無関心じゃないかと。そのとおりだと思うんです。でも、そのことと憲法を変えるという議論にそれを連動させる、それはやはりしなきゃいけない。いわば知的廉潔性や知的なからして9条2項は偽善だ、だから変えるべきだというのはサロンでは有効だ、それは大いにしてくれ、しかし政治の場面や実際に改憲が問われるときにそれを言うと、結局その人の主観的意図を超えて政治はそれを利用するよ、注意しなさいと。だから、私は今日の先生の議論にいっぱい共感しながらも、今後政治の場面ではどういう形で行くかということも冷静に見ながら、より具体的な議論が具体的に求められれば、恐らく先生のその改正案では支持できないという発言もされると思います。そういう意味では、改憲派の先生と護憲派の先生が言い放して終わるんじゃなくて、今後の改憲論についてそれぞれが生産的な議論をきちっとする。それが僕は最後に確認できたのかなということで、私の発言を終

わります。（拍手）

武村 両先生、大変詳細な議論をしていただきましてありがとうございます。9条の改正は大変重大な問題ですので、今日両先生からおしゃべりいただいたことも含めて今後とも慎重に考えていきたいと思えます。

それでは、最後にもう一度、中西先生と水島先生に対して感謝の拍手をお願いします。ありがとうございました。（拍手）

マイクを総合司会にお返しします。

司会 皆様、長い時間お疲れさまでしたと普通は言うんですけども、あっという間のパネルディスカッションの時間だったのではないかと思います。

これでシンポジウムの方を終わっていきたくと思いますが、本日の出席者なんですけれども、一般の市民の方に151人の参加をいただいております。それから、弁護士が65名、合計216名と、この会場いっぱいになるほどのたくさんの方々に来ていただきまして、本当に今日はありがとうございました。

それでは、今日のパネリストの中西先生と水島先生はステージから降壇いただきます。本当に今日はありがとうございました。（拍手）

八．閉会の挨拶

司会 それでは、本日の閉会のあいさつを憲法問題特別委員会委員長の児玉憲夫より申し上げます。

児玉 紹介を受けました大阪弁護士会の憲法問題委員会委員長を務めております児玉でございます。

本日、1時から3時間半にわたりまして大変重たい課題について、御参会の皆様、熱心に聴衆として勉強していただきまして、本当にありがとうございました。先ほど総合司会が言いましたように、受付で署名していただいた方が220名、主催者側を入れますと250名の人たちが参加する集会になりました。私たちが予想したものを大きく上回っております。本当に御参加ありがとうございました。

今日のシンポジウムについて、皆様はどういう御感想を持たれましたでしょうか。私、2つだけ申し上げて締めくりたいと思えます。1つは本番としてやりました水島先生と中西先生のパネルディスカッションですけれども、これは憲法9条をめぐる集団的自衛権を中心にして集団的自衛権が関係する安全保障の問題、さらには国連の問題、アジアの問

題、アメリカをどう見るかという問題等について非常に鮮やかな説明がなされたと思います。運動団体等では改憲派と護憲派を対立させて議論するというのはよくあると思いますが、目の前で一流の学者の先生がこういう議論をされるということは余りないんじゃないかと思います。そういう意味では大変勉強になったということ率直に申し上げなければならぬし、お二人の先生方に改めてお礼を申し上げたいと思っております。

それから、2つ目は前座としてやりました創作劇です。素人も加わって見苦しい点があったかも知れませんが、この芝居は、冒頭に水島先生がおっしゃいましたように、強制加入団体である弁護士会が改憲の意見の人もいれば護憲の意見の人がいる中で、どういう形で弁護士会の活動をしていくかということのいろいろを考え、苦悩してあの芝居の台本に集約させたものであります。あれは憲法オンブズマンという数人のグループの話ですけども、これはそこに仮託して弁護士会はどうするかということを書いて、皆様からどういう反響があるかということを知りたいと思って企画したものであります。そういう意味で、どう評価されるかは分かりませんが、弁護士会はその劇で言ったような形でとことん憲法問題を考えるということを基調にして、改憲、護憲の意見を尊重しながらあるべき憲法改正問題に取り組んでいきたいと思っております。

今後もこういう集会をいたしますが、どうぞ弁護士会に注目していただいて、こういう会がありましたらまた参加していただきますことをお願い申し上げまして、閉会の言葉といたします。

どうも本当にありがとうございました。（拍手）

司会 たくさんの皆様の御参加と、本当に充実した内容でいいシンポジウムをさせていただきましたことができました。ありがとうございました。

これですべての内容を終了したいと思います。ありがとうございました。

〔終〕